

宇陀市人権施策基本計画



誰もが尊重される
共生のまちづくり



令和5(2023)年3月

宇陀市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 近年の動向	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置づけ	3
第2章 宇陀市の現状と課題	4
1. 統計データからみる現状	4
2. 人権に関する市民意識調査の結果	7
3. 現行計画の評価・検証	12
第3章 計画の基本理念	13
1. 計画の基本理念	13
2. 計画の基本的な視点	13
3. 計画の体系	14
第4章 計画の内容	16
1. 人権施策の推進	16
2. 分野別施策の推進	23
第5章 計画の推進	49
1. 人権施策の推進体制	49
2. 人権施策の進行管理	49
資料編	51
人権に関する法律について	52
主な相談窓口一覧	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標等が掲げられ、「誰一人取り残さない」、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められています。

本市においては、2018年に「宇陀市人権施策基本計画」を改訂し、人権施策を推進するための教育や啓発、相談支援体制の整備に加えて、「誰もが尊重される共生のまちづくり」の実現に向け、それぞれの人権課題ごとに取り組みを実施してきました。

一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷が社会問題となっているほか、性的マイノリティの問題等、これまで十分に認識されてこなかった人権課題が提起されるなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

今後、アフターコロナにおける人々の生活様式の変化や、情報技術のさらなる進展により、人権問題を取り巻く状況も変化していくことが予想される中、誰もが人権問題の当事者であることを市民一人ひとりが認識し、家庭や地域社会、学校、職場等が一体となり、誰一人取り残さず、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが重要です。

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）に基づき、国及び県の方針や計画、さらには、「宇陀市総合計画」をはじめとする本市の関連計画、「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえるとともに、今後の社会経済情勢や国及び県の施策動向の変化、市の財政状況等に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、「宇陀市人権施策基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2. 近年の動向

我が国では、2016年4月に障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、共生する社会を目指す「障害者差別解消法」、同年6月に民族や国籍等の違いを越えて認め合い、互いに人権を尊重し合う社会を目指す「ヘイトスピーチ解消法」、インターネット上での差別的な書き込み等の状況の変化に対応し、同年12月に部落差別のない社会を目指す「部落差別解消推進法」が施行されました。その後、高齢者や子ども、障がいのある人等、さまざまな人を包摂する社会をつくりあげるために、各種の法律が施行されており、2024年4月には女性が安心して、かつ、自立して暮らすことのできる社会の実現に向けて「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行予定となっています。

県においても、2016年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、2019年3月には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されたほか、2008年2月に策定された「人権教育の推進についての基本方針」に則った人権教育がより一層具体的に推進されるよう、「人権教育推進プラン」が改定され、教職員や保育者、社会教育関係者が協働し、学校教育や生涯学習において人権教育が進められています。

■法律の整備状況

年度	法律
2016年度	部落差別の解消の推進に関する法律施行
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律施行
	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
	再犯の防止等の推進に関する法律施行
	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(県)施行
2017年度	社会福祉法改正
	児童虐待防止法改正
	介護保険法改正
	青少年インターネット環境整備法改正法施行
2018年度	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
	バリアフリー法改正
	奈良県部落差別の解消の推進に関する条例(県)施行
	人権教育推進プラン(県)改定
2019年度	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行
	認知症施策推進大綱策定
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行
2020年度	奈良県人権施策に関する基本計画(県)改定
2021年度	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正
	社会福祉法改正
2022年度	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律改正

3. 計画の期間

本計画の期間は2023年度から2032年度の10か年とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、宇陀市が実施する人権教育・啓発に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。本市における最上位計画である「第2次宇陀市総合計画」をはじめ、奈良県が策定する「人権施策に関する基本計画」や「人権教育推進プラン」の内容を踏まえるとともに、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。

■計画の位置づけイメージ



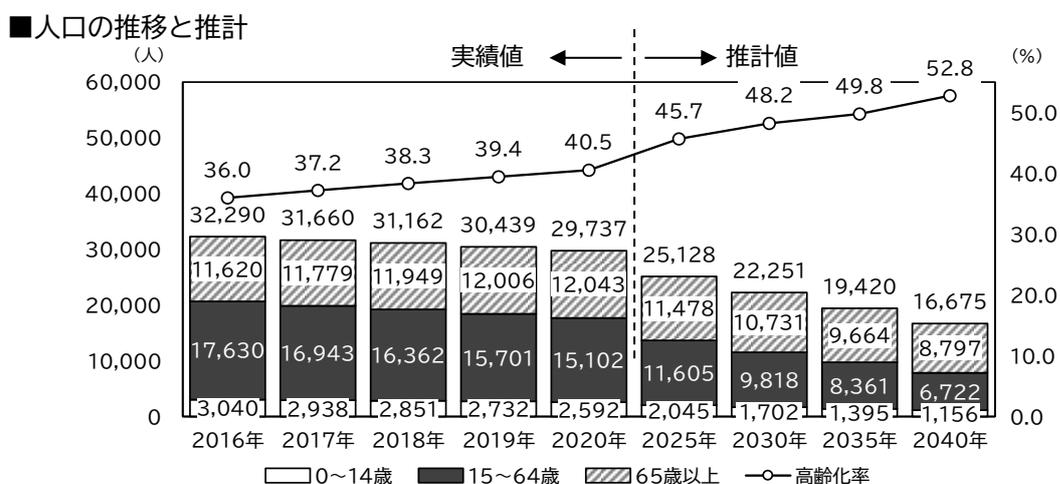
第2章 宇陀市の現状と課題

1. 統計データからみる現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は年々減少しており、2020年には29,737人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口が年々減少している一方、65歳以上人口は年々増加しており、2020年の高齢化率は40.5%となっています。

2025年以降の推計では、0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口いずれも減少していくことが予測されています。

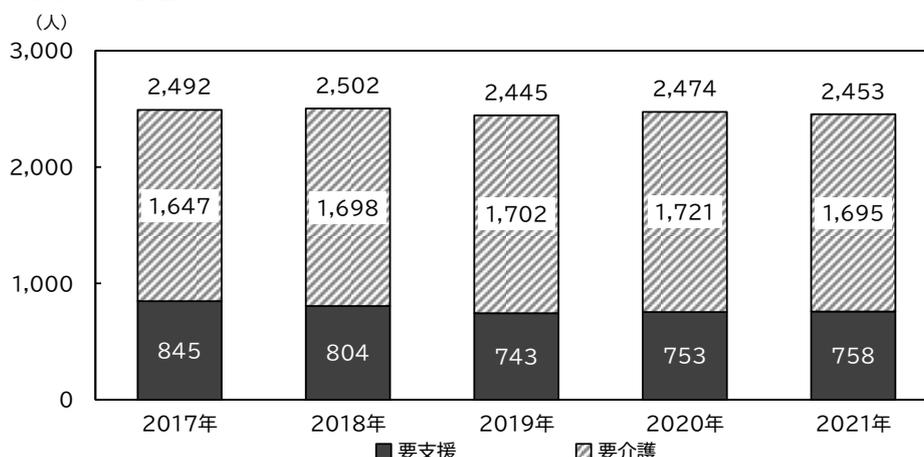


資料：住民基本台帳（2016年～2020年は各年1月1日時点）、2025年～2044年は社人研（2018年推計）

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、増減を繰り返しており、2021年には2,453人となっています。要支援認定者数は、2017年以降減少を続けていましたが、2020年には増加に転じ、2021年には758人となっています。一方、要介護認定者数は、2017年以降増加を続けていましたが、2021年には減少に転じ、1,695人となっています。

■要介護(要支援)認定者数の推移

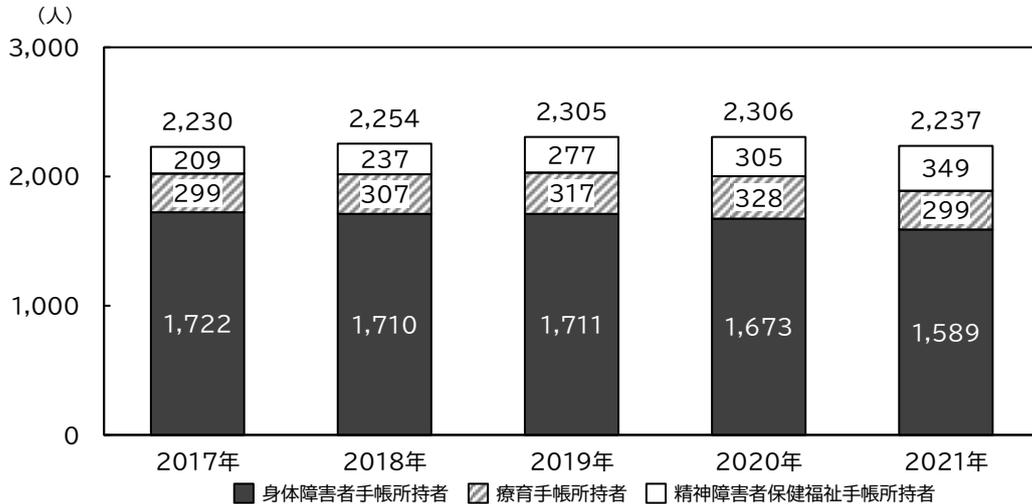


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（2020、2021年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、2017年以降増加を続けていましたが、2021年に減少に転じ、2,237人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。療育手帳所持者数は2020年まで増加傾向にありましたが、2021年には減少に転じています。

■障害者手帳所持者数の推移

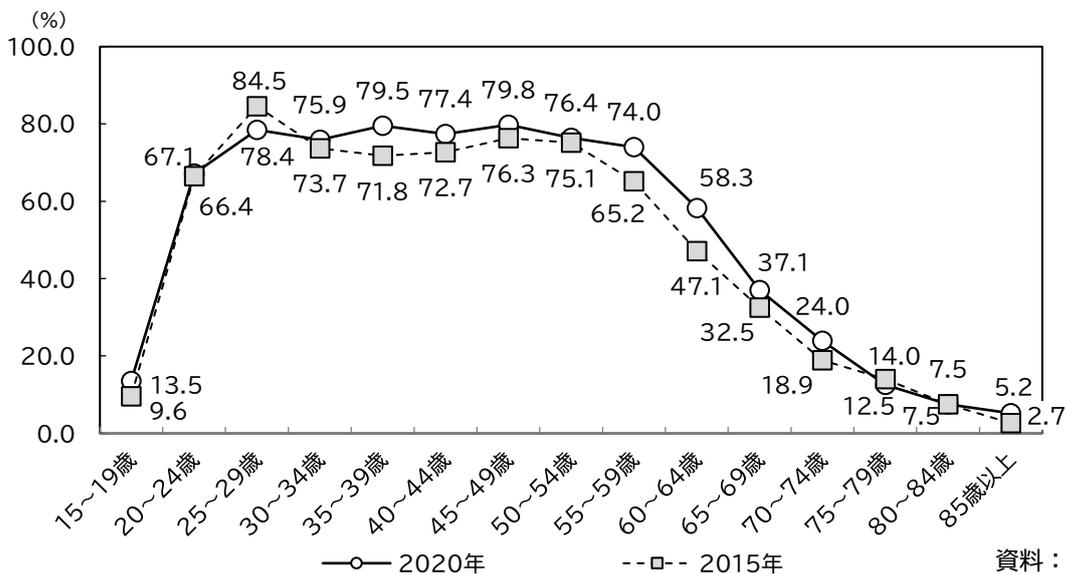


資料：宇陀市介護福祉課

(4) 女性の就業率

2015年と2020年の女性の就業率を比較すると、2020年は2015年をおおむね上回っており、特に35～39歳では7.7ポイントの差がみられます。出産や育児を機に仕事を辞め、30代を中心に就業率が下がる「M字カーブ」の谷が緩やかになりつつあり、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。また、55～59歳、60～64歳では、2015年をそれぞれ8.8ポイント、11.2ポイント上回っており、高齢になっても働き続ける人が増えていることがうかがえます。

■女性の就業率の比較

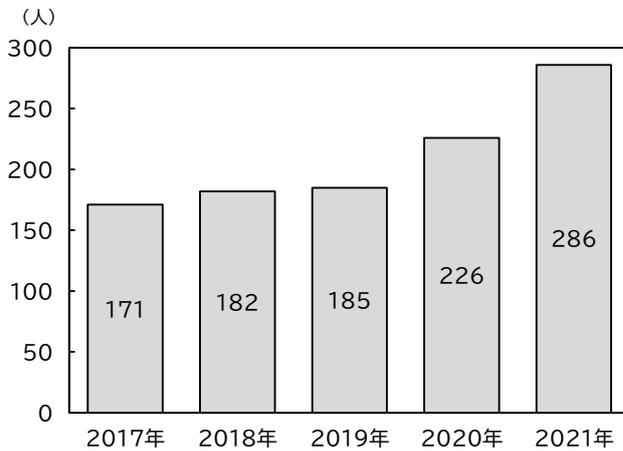


資料：国勢調査

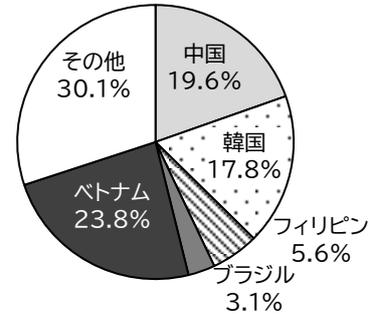
(5) 在留外国人数の推移

在留外国人数は、2017年以降増加を続けており、2021年には286人となっています。また、2020年の国籍別在留外国人数の割合をみると、ベトナムが23.8%と最も多く、次いで中国が19.6%、韓国が17.8%となっています。

■在留外国人数の推移



■国籍別在留外国人数の割合（2020年）



資料：在留外国人統計（各年6月末）

課題のまとめ

○少子高齢化の進行に加えて、要介護認定者数の増加等が予想されることから、高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を続けることができるよう、福祉分野と連携した生きがいつくりや社会参加を進めていく必要があります。

○女性の社会進出が進んでいることから、就職後の職場生活において、男女が互いに人権を尊重し合う環境づくりをより一層進めていく必要があります。

○外国籍の住民が増加していることから、全ての人にとって住みよい社会を実現するために、互いの生活習慣や文化を尊重し、受け入れるための取り組みを進める必要があります。

2. 人権に関する市民意識調査の結果

市内在住の18歳以上の人を対象に、人権に関する考え等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
2,000 件	798 件	39.9%

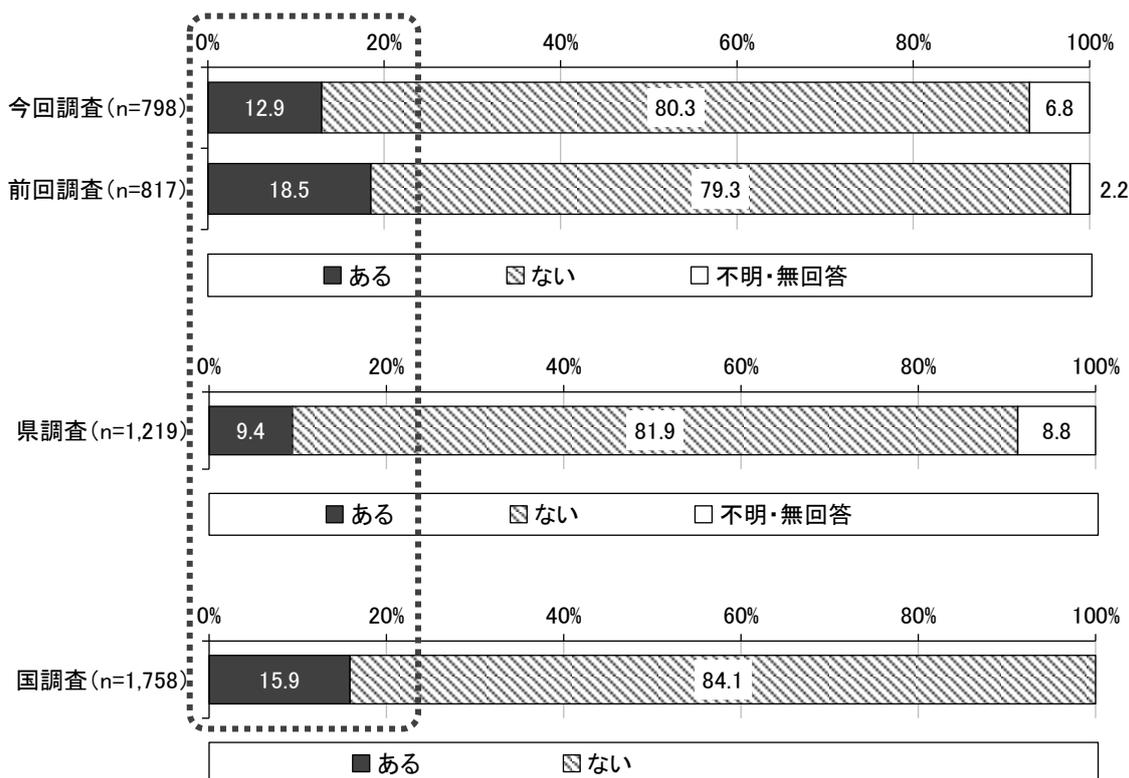
調査期間：2022年1月24日（月）～2月6日（日）

調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式、またはWEBでの回答

(2) 調査結果

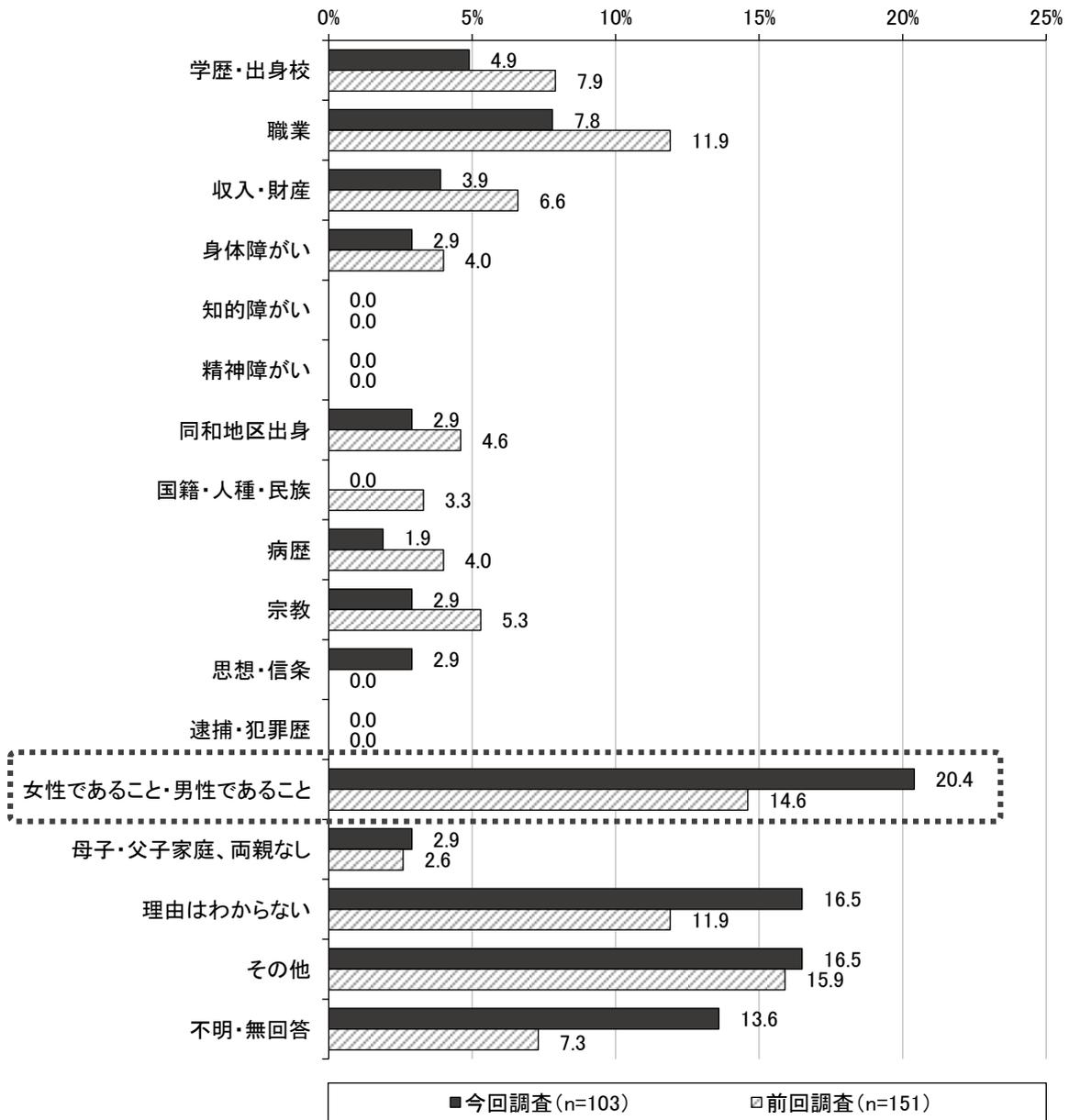
① 人権侵害の経験の有無

人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人の割合は前回調査、国よりも低くなっています。一方で、県よりは高くなっています。



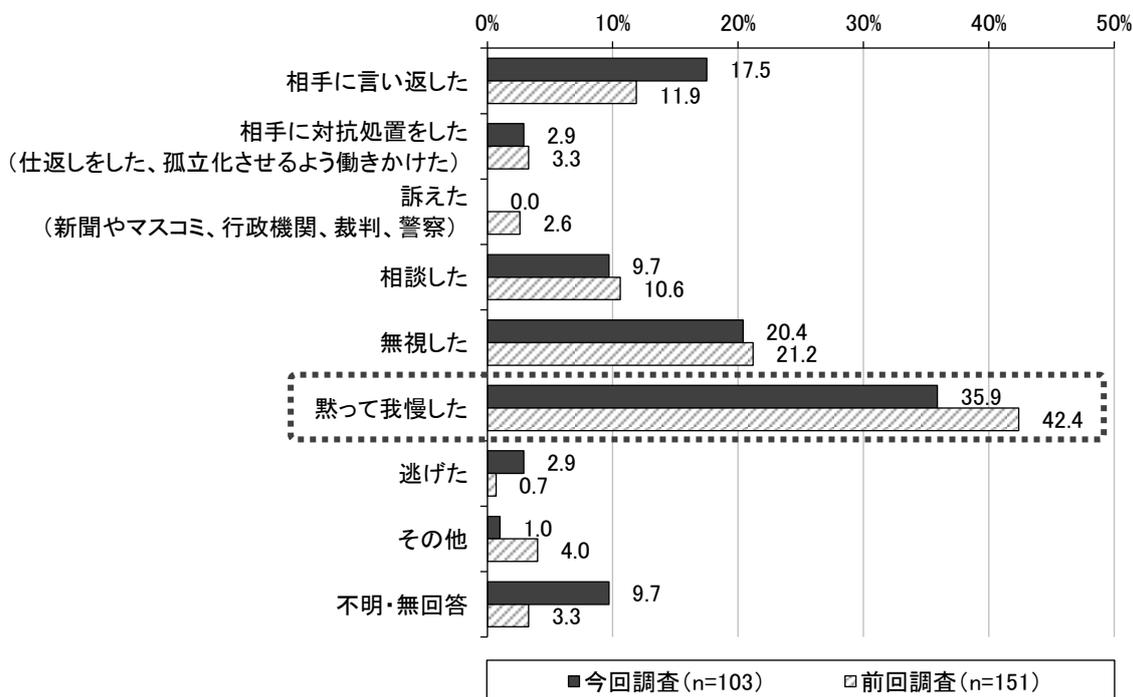
② 人権侵害の理由

人権侵害の理由として「女性であること・男性であること」を答えた人の割合が前回調査よりも高くなっています。



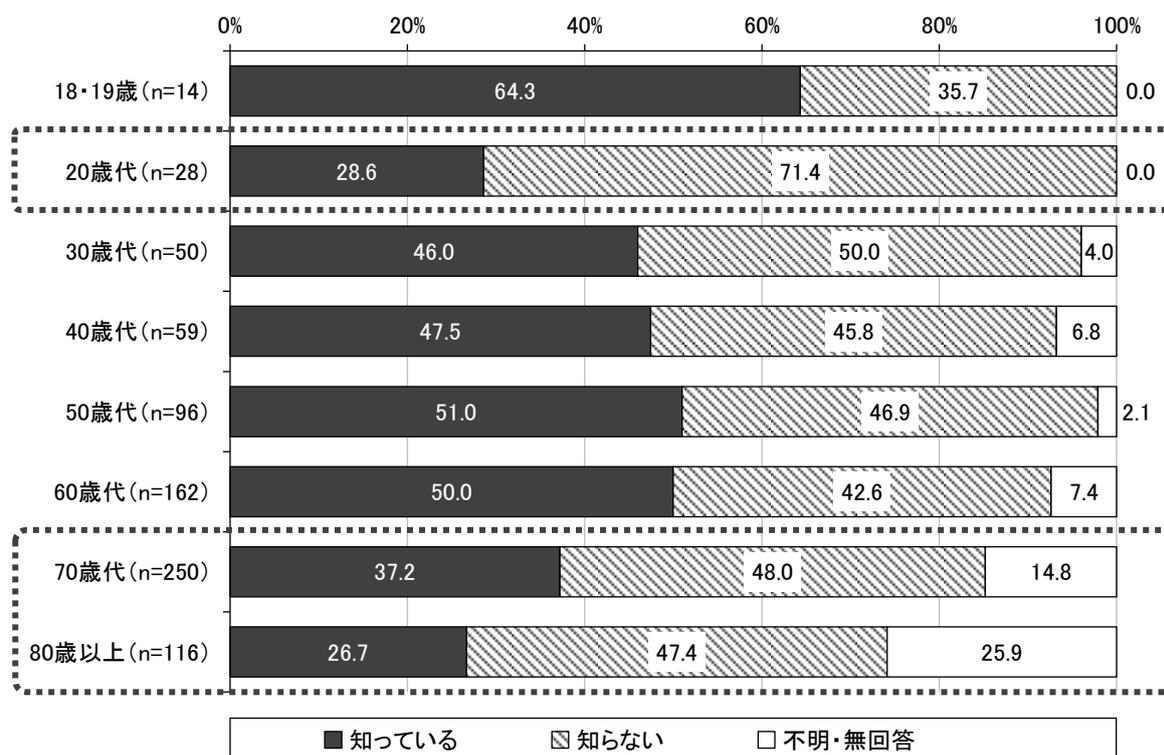
③ 人権侵害を受けた時の対応

人権侵害を受けた時の対応としては、「黙って我慢した」と答えた人の割合が最も高いものの、前回調査よりは低くなっています。



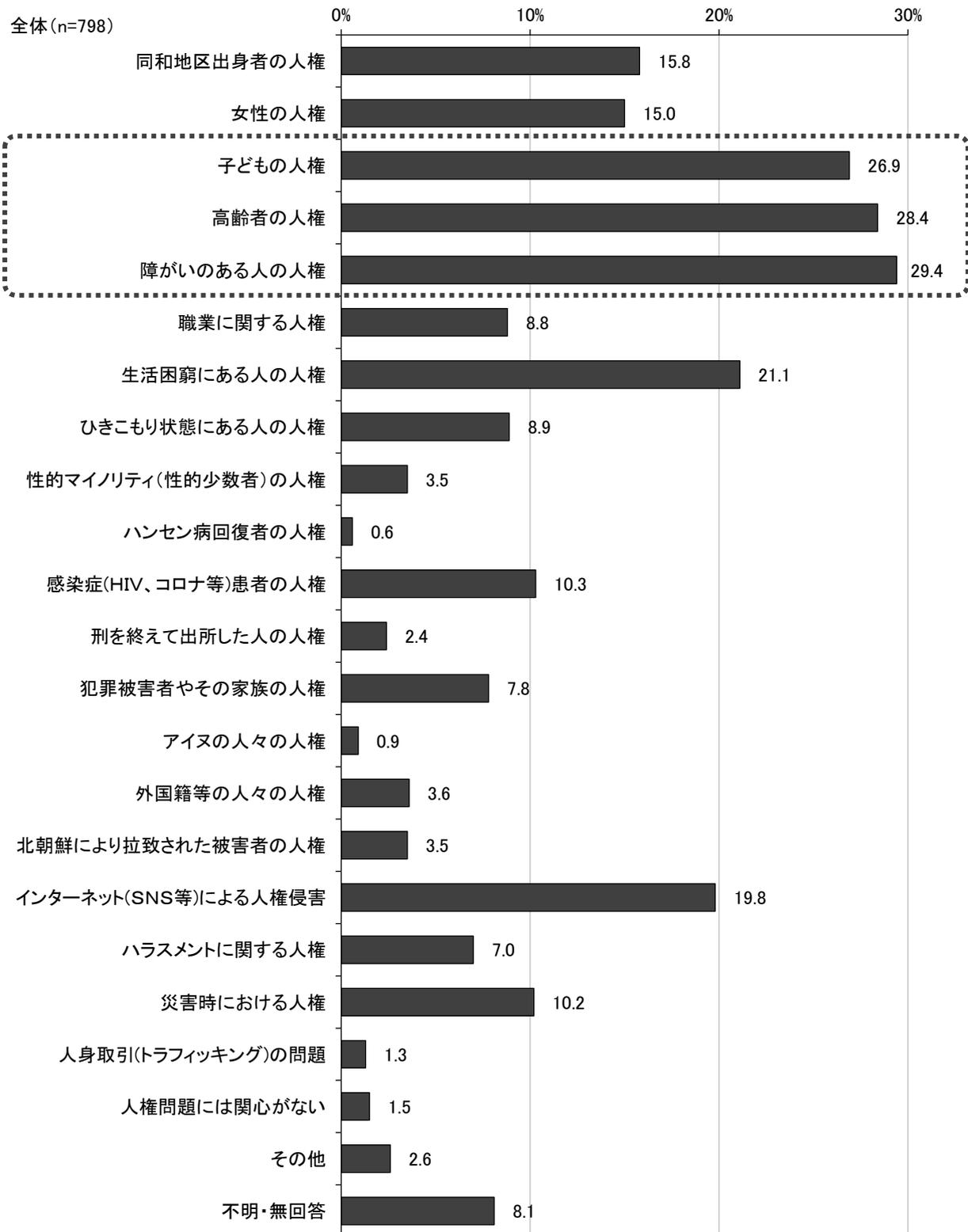
④ SDGsの人権尊重の理念についての理解

SDGsの根本に人権尊重の理念があることを知っているかについては、20歳代と70歳以上において、「知っている」と答えた人の割合が低くなっています。



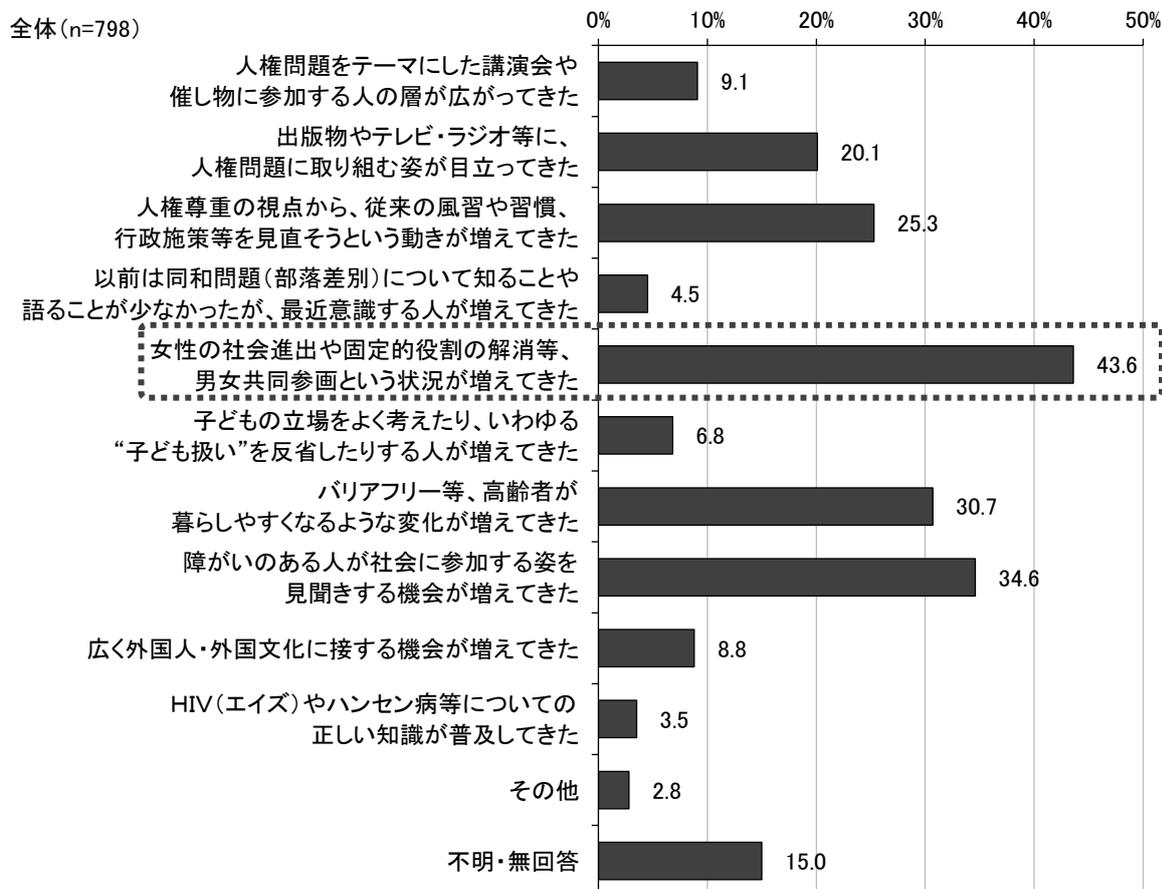
⑤ 宇陀市で取り組む必要のある人権課題

宇陀市で取り組む必要のある人権課題については、「障がいのある人の人権」「高齢者の人権」「子どもの人権」と答えた人の割合が高くなっています。



⑥ 人権問題の取り組みの効果

これまでの人権問題の取り組みによる効果としては、「女性の社会進出や固定的役割の解消等、男女共同参画という状況が増えてきた」と答えた人の割合が最も高くなっています。



課題のまとめ

- これまでの取り組みの成果として、女性の社会参画が進んでいると答える人が多い一方で、日頃感じる人権侵害としてはジェンダーギャップの問題を回答する人が多くなっているため、職場等の社会生活において、性別に関わらず活躍できる環境を整える必要があります。
- これから取り組む必要がある項目として、障がいのある人や子ども、高齢者の人権と答える人が多くなっており、多様な人が支え合う共生社会に向けて社会的障壁を取り除くとともに、虐待等の高齢者や子どもの人権侵害の早期発見・早期対応に努めることが求められます。
- 20歳代と70歳以上において、SDGsの人権尊重の理念を知らないと答える人が多く、各世代に応じた方法で啓発に取り組む必要があります。

3. 現行計画の評価・検証

「宇陀市人権施策基本計画」改訂版の成果と課題を取りまとめました。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

○オンライン化の条件整備が十分でなく、コロナ禍での研修やセミナーが実施できなかったため、インターネットやSNSを通じて、人権侵害の防止に向けた学習機会の確保や啓発に取り組む必要があります。また、コロナ禍でも有効な啓発方法を検討し、実施することが求められます。

○コロナ禍で高齢者と子どもの交流機会や介護予防の集いの場が減少しているため、高齢者の暮らしを支える活動を推進するとともに、子どもとの交流の機会を確保することが求められます。また、コロナ禍でも高齢者が孤立することがないように、老人クラブへの支援や助言を行い、高齢者の生きがいづくりに取り組む必要があります。

(2) 相談支援体制の充実

○さまざまな媒体を通じて、相談窓口を周知したこともあり、相談件数は増加傾向にあります。相談者が安心できる対応を行うために、引き続き、研修等を実施し、相談支援の質の向上を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて一人ひとりがもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、全ての人々が平等に有するものです。

昨今、技術の進歩や社会構造の変化に伴って、人権課題が多様化・複雑化しており、どのような属性の人であっても、誰一人取り残されることなく、共に生きていくことのできる社会をつくるのがますます重要となっています。

本市においても、市民一人ひとりが互いの「人権を尊重する意識」を育むとともに、市民と行政が協働し、全ての市民が互いに尊重し合い、共に生きることのできるまちを実現するために、次の基本理念を掲げます。

誰もが尊重される共生のまちづくり

2. 計画の基本的な視点

(1) 人権尊重を基本とした行政の推進

市の全部局が、豊かな人権文化の創造を目指し、「教育」「福祉」「健康」「安全・安心」「環境」等のあらゆる分野において、人権尊重を基本とした施策の推進に取り組みます。また、市職員は、人権教育・啓発の推進をはじめとするさまざまな役割を担うことから、市職員一人ひとりの人権意識を高め、地域活動への積極的な参加を促進します。

(2) 人権意識を高める取り組みの推進

市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を身につけ、偏見や差別に気付く感覚を育み、日常生活の中で自分や他者の人権を尊重できる意識を高めることができるよう、家庭や学校、地域、職場等のあらゆる場で効果的かつ実践的な人権教育・啓発を推進します。

(3) 協働による、人権尊重のまちづくり

人権が尊重される社会を実現するためには、全ての人々が互いの人権を尊重し、支え合う社会づくりを進めていかなければなりません。市民一人ひとりが協力し合い、社会の担い手であるという自覚を促すとともに、市民や関係団体との協働による人権尊重のまちづくりに取り組みます。

(4) 相談支援体制の充実

人権侵害等の問題が生じた時は、その被害者が安心して相談でき、問題解決に向けて適切に対応できる支援体制が整っていることが重要です。人権問題におけるさまざまな事柄に対して、国・県やNPO等の民間団体との連携・協働を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

3. 計画の体系

基本理念

誰もが尊重される
共生のまちづくり

基本的な視点

(1) 人権尊重を基本とした行政の推進

(2) 人権意識を高める取り組みの推進

(3) 協働による、人権尊重のまちづくり

(4) 相談支援体制の充実

区分	分野	施策の方向
1. 人権 施策の 推進	(1)人権教育の推進	① 学校・就学前における人権教育の推進 ② 生涯学習における人権教育の推進
	(2)人権啓発の推進	① 市民への啓発の推進 ② 企業への啓発の推進 ③ 特定の職業に従事する人に対する研修の充実
	(3)相談支援体制の充実	① 相談体制の充実 ② 関係機関相互のネットワークの充実

区分	分野	施策の方向
2. 分野別施策の推進	(1)女性	<ul style="list-style-type: none"> ① 女性の人権に関する教育・啓発の推進 ② 政策形成・意思形成の場への女性の参画推進 ③ 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援 ④ DVからの保護と自立支援 ⑤ 女性の身体的特徴の尊重 ⑥ 女性へのエンパワメント促進及びチャレンジ支援 ⑦ 女性が中心となる団体・関係機関等の活動支援
	(2)子ども	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの人権に関する教育・啓発の推進 ② 子育て支援及び就学前教育の推進 ③ いじめ・不登校等への対策の充実 ④ 健全育成に向けた取り組みの推進 ⑤ 児童虐待防止対策の充実
	(3)高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進 ② 交流を通じた生きがいづくり・健康づくりの推進 ③ 雇用就業機会の拡大 ④ 高齢者の自立・社会参加への支援 ⑤ 高齢者の権利擁護の推進
	(4)障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の推進 ② ふれあい機会の拡大 ③ 障がいのある人の教育及び学習機会の充実 ④ 障がいのある人の自立・社会参加への支援 ⑤ 障がいのある人の権利擁護の推進
	(5)同和問題（部落差別）	<ul style="list-style-type: none"> ① 同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進 ② 人権侵害事象への対応の推進 ③ 人権交流センターの活動強化
	(6)外国籍の人	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人の人権に関する教育・啓発の推進 ② 国際理解の推進 ③ 日常生活への支援 ④ 就労の機会均等の確保
	(7)性的マイノリティに関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 性的マイノリティに関する正しい理解の教育・啓発 ② 性的マイノリティに関する相談体制の整備
	(8)インターネットにおける人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① インターネット利用におけるマナーの教育・啓発 ② 個人情報保護の推進
	(9)災害時の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者への支援 ② 避難者の人権擁護の推進
	(10)ひきこもり状態にある人に関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① ひきこもり状態についての正しい理解の教育・啓発 ② ひきこもり当事者に対する支援
	(11)ハラスメントに関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 職場でのハラスメントの防止 ② 学校・教育現場におけるハラスメントの防止 ③ その他のあらゆる場面におけるハラスメントの防止
	(12)生活困窮にある人に関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活困窮にある人への人権侵害の防止 ② 生活困窮にある人の自立に向けた支援
	(13)その他の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ① さまざまな人権に関する教育・啓発の推進 ② 相談体制の充実 ③ 情報提供の充実

第4章 計画の内容

1. 人権施策の推進

「誰もが尊重される共生のまちづくり」という本計画の理念を実現するためには、全ての市民がしっかりと人権意識を身につけ、日常生活の中で人権尊重の精神に基づいた思考・行動ができるようになることが必要です。同時に、人権侵害を受けた人や人権侵害に相当する事象があった場合の相談・支援・解決等の取り組みが重要となります。

本市においては、特に困難を抱える人が悩みを抱え込んでいるケースが考えられるため、悩みを抱える人を相談支援へとつなげられる環境を整えることが求められています。

このため、教育や啓発によって人権意識の普及・高揚に努めるとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

(1) 人権教育の推進

【アンケート調査結果からみえる課題】

○人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みとしては、家庭や教育機関における教育に関する回答の割合が高く、さまざまな機会を通じて子どもに人権についての情報を提供していくことが求められます。

○地区ごとで人権問題を学習する機会への参加の度合いが異なっており、これまでに参加したことがない人が多い地区については、学習機会の提供と周知を図ることが求められます。

差別や人権侵害の背景には、本人も気付かないアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が潜んでいる場合があります。このため、全ての市民が偏見をなくし、正しい知識や人権意識を身につけられるよう、幼少期から生涯を通じた人権教育に取り組みます。

※人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。（人権教育・啓発推進法第2条）

① 学校・就学前における人権教育の推進

No.	施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
1	学校・園（所）における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの発達段階に応じ、人権尊重の意義や命の大切さについて理解が深まるよう、国や県の方針を踏まえ、学校・園（所）において人権教育を推進します。 ○学校・園（所）においてさまざまな教材研究を行い、体験や学習の機会を充実します。 	教育総務課 こども未来課
2	基礎学力の充実と学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、子どもたちの学習意欲を高めるため、学習環境及び学習形態の工夫を図るとともに、一人ひとりの実態に応じたきめ細やかでわかりやすい授業づくりを推進します。 ○各学校の実態に応じて人権教育推進教員や特別支援指導員、学習指導員を配置するなど、個々のニーズに応じた学習環境を整備します。 	教育総務課
3	新たな教育課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットやSNS等を通じた人権侵害等、新たな教育課題に対応するため、国や県の動向及び子どもの状況等に応じた取り組みを進めます。 	教育総務課
4	指導者の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員一人ひとりの意識と資質を高めるため、宇陀市教育センター等において教職員に対する研修を実施します。 ○オンライン環境等のコロナ禍における研修体制の整備に努めます。 	教育総務課
5	学校・園（所）の連携、家庭や地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会全体で人権教育を進めるため、市内保育所から中学校まで校種を越えた連携を深めるとともに、ボランティアやNPO等、家庭や地域のさまざまな主体と連携し、多様な取り組みを展開します。 	人権推進課 教育総務課 こども未来課

② 生涯学習における人権教育の推進

No.	施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
1	家庭における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの人権意識高揚に重要な役割を果たす家庭において、教育力が向上するよう、人権講座等の保護者が人権について学べる機会づくりや情報提供を行います。 ○人権を大切にする家庭環境づくりを支援するため、公民館事業や子育て支援事業における人権に関する講座等の充実を図ります。 	こども未来課 子育て支援センター 中央公民館
2	地域社会における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携して開催している「人権を確かめあう日」の活動や市民の集い等、人権尊重の理念に関する理解を深めることができる市民参加型の取り組みを継続して実施します。 ○地域ぐるみで人権学習を推進できるよう、身近な話題や人権尊重の視点から、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら研修を開催するなど、内容及び手法に工夫を凝らし、市民の意識や関心を喚起する啓発活動を実施します。 ○宇陀市生涯学習振興指針に沿った人権教育を推進します。 ○インターネットやSNS等を通じた人権侵害等、新たな課題に対応するため、国や県の動向及び本市の状況等にに応じた取り組みを進めます。 ○コロナ禍においても有効な生涯学習における人権教育の推進について研究し、取り組みます。 	人権推進課 人権交流センター 生涯学習課
3	人権教育を進めるための指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における指導者の資質向上に向け、人権セミナー等の研修を行います。 ○関係機関・団体と連携して人権教育を効果的に進めることができるよう、国内外の取り組み等に関する情報や各種資料の提供に努めます。 	人権推進課
4	地域が一体となった人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育を推進する地域ネットワークを構築するため、宇陀市人権教育推進協議会等の関係団体と連携強化を図ります。 	人権推進課

(2) 人権啓発の推進

【アンケート調査結果からみえる課題】

- テレビやラジオ等の公共放送を通じた情報の発信に加えて、各世代のニーズに応じた取り組みを実施することが必要です。
- 20歳代と70歳以上において、SDGsの人権尊重の理念を知らないと答える人が多く、各世代に応じた方法で啓発に取り組む必要があります。

広く市民に人権意識が浸透するためには、教育と並んで生涯を通じた啓発が重要となります。本市ではこれまでもイベントや各種講座等を通じて人権意識高揚に向けた啓発活動を行ってきましたが、決して参加率・受講率が高いとはいえない状況です。

このため、一層魅力あるイベント・講座等の充実に加え、さまざまな立場や環境にある人に広く情報が行き届くよう、情報発信手段に工夫を凝らします。

※人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。（人権教育・啓発推進法 第2条）

① 市民への啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	人権啓発行事や学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と協力し、差別をなくす市民集会や人権フェスティバル等の実施を通して、さまざまな人権啓発を推進します。 ○公共施設で学習機会等の提供を行うとともに、コロナ禍における学習機会の提供方法について検討、実施します。 ○菟田野地域で開催されている「菟田野人権フェスティバル」について、多くの市民に参加していただけるよう、検討します。 	人権推進課 人権交流センター 中央公民館
2	多様な啓発媒体による人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報うだ」をはじめ、市のホームページやケーブルテレビ（うだちゃん11）、SNS、ポスター、冊子、リーフレット等、多様な媒体を活用し、効果的な啓発や情報提供に努めます。 ○マスメディアを活用した啓発や情報提供を行います。 ○本計画策定時のアンケート調査結果を活用しながら、年齢層等の属性に応じてアプローチを変えて情報を提供します。 	人権推進課 人権交流センター
3	地域における人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権交流センターをはじめ市内の公共施設における各種講習・講座や、自治会における出前講座等の内容を工夫し、より多くの市民の参加を促します。 	人権推進課 人権交流センター

4	関係機関との連携・協力	○「差別をなくす強調月間」「人権を確かめよう日」「人権週間」等の機会を捉え、県、奈良市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努めます。	人権推進課 人権交流センター
5	国際的動向との連携	○国連の定める「人権デー」(12月10日)やSDGs等の国際的な取り組みについて啓発に努め、人権に関する国際的な取り組みとの連携を図ります。	人権推進課 人権交流センター
6	虐待の通報義務の周知	○法律に定められた虐待に気付いた場合の通報義務・努力義務について、広く市民に周知します。	人権推進課 こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター

② 企業への啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策(主な事業)	担当課
1	企業内人権研修への支援	○宇陀企業内人権教育推進協議会と連携し、企業内研修を支援します。	商工産業課
2	就職の機会均等の確保	○就職の機会均等を図る公正な採用選考が行われるよう、県と連携し、人事担当責任者等に対する啓発を推進します。	商工産業課
3	従業員の人権尊重に向けた啓発	○企業において従業員の人権が尊重されるよう、労働関連法等の遵守について、企業に啓発を行います。 ○企業内での各種ハラスメントの防止について、啓発を行います。	商工産業課

③ 特定の職業に従事する人に対する研修の充実

No.	施策の方向	具体的な施策(主な事業)	担当課
1	市職員に対する研修の充実	○市職員に対し、今日的な課題を設定したり、参加体験型学習を取り入れるなど工夫を加えつつ、段階的に知識と技能を習得する研修を実施します。 ○各種人権講座に関する情報提供を行い、参加を促進します。 ○職務の遂行にあたって市職員の人権が保障されるよう、管理的立場にある職員への研修を実施します。	人事課 人権推進課

2	教職員に対する研修の充実	<p>○教職員に対し、人権教育研究会等の関係団体と連携しながら、子どもの人権に配慮した教育方法や内容の向上について、計画的に研修会を実施します。</p> <p>○今日的な教育課題を解決していくため、研修方法の創意工夫に努めます。</p> <p>○職務の遂行にあたって教職員の人権が保障されるよう、管理的立場にある教職員への研修を実施します。</p>	教育総務課
3	医療・保健関係者に対する研修の充実	<p>○医師をはじめ、あらゆる医療・保健関係者は、人々の健康と生命を守ることを使命としており、個人情報保護、患者や要介護者の人権を尊重する行動が求められることから、各事業所において実施される啓発活動に協力します。</p>	中央保健センター さんとぴあ榛原 市立病院経営企画課
4	福祉関係者に対する研修の充実	<p>○福祉事務所職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の社会福祉関係事業の従事者には、個人の人格の尊重と個人情報の保護及び公平な処遇、きめ細やかな配慮等が求められることから、専門的な各種研修会の内容充実を図り、継続します。</p> <p>○虐待に気付いた場合の通報義務・努力義務について、事業主及び従業者へ周知します。</p>	こども未来課 中央保健センター 厚生保護課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター
5	消防職員に対する研修の充実	<p>○消防職員は、消防、救急、救助活動等の任務を通じて、日常生活に制限をかけるなど、市民の人権に影響を及ぼす場合があります。そのため、消防職員への啓発に協力します。</p>	危機管理課

(3) 相談支援体制の充実

【アンケート調査結果からみえる課題】

○人権侵害を受けた際に「相談した」と答える人の割合が前回調査と比較して低くなっており、人権侵害を受けた際に相談に至らないケースと、相談を希望しているものの相談窓口結び付いていないケースの両方が考えられるため、相談窓口について情報発信を行うとともに、積極的な利用を促していくことが求められます。

人権課題が多様化・複雑化する中、万一人権が侵害された場合、個人で解決しようとすることは困難であり、また避けるべきことでもあります。

本市ではこれまで、人権に関するさまざまな相談支援体制の充実に努めてきましたが、いまだ多くの人々が誰にも相談していない、またはできていないことから、相談支援体制の一層の周知と相談しやすい環境づくりに努め、人権侵害の防止と被害者の救済を目指します。

① 相談体制の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	相談体制の充実	<p>○多様化・複雑化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言ができるよう、人権問題とその解決手法等に関する専門知識や経験等を有する専門相談員の確保に努めるとともに、手話通訳者の設置、拡充に努めます。</p> <p>○制度の狭間や複合的な課題を抱えた本人に寄り添い、支援を行う窓口の充実と周知を図ります。</p> <p>○相談窓口開設の日時・場所・方法等について再検討し、誰でも相談しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>○「広報うだ」をはじめ、多様な媒体を活用し、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。</p> <p>○関係各課と連携した相談支援を進めるとともに、国・県の関係機関、地域の関係団体等と連携を図りながら、市民が安心して頼れるネットワークを構築し、相談体制の確立と機能の充実を図ります。</p> <p>○電話やオンライン等の来所以外の多様な相談支援を行うための体制づくりに努めます。加えて、国や県の実施する電話・オンライン相談窓口の情報の周知を図ります。</p>	<p>人権推進課 人権交流センター 健康増進課 厚生保護課 こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター 宇陀市社会福祉協議会</p>
2	相談員の資質向上	<p>○人権に関する相談は、さまざまな個人情報を取り扱うことから、個人情報保護をはじめ、多種多様なテーマによる研修機会を設け、相談員の資質向上を図ります。</p>	<p>人権推進課 人権交流センター こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター</p>

② 関係機関相互のネットワークの充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	関係機関との連携による被害者保護の推進	<p>○個々の相談窓口だけでは対応が困難な人権侵害事案に対しては、宇陀市人権教育推進協議会の加盟団体と連携し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。</p>	人権推進課
2	関係機関との連携による相談体制の充実	<p>○法務局等の関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連絡調整を図り、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>人権推進課 厚生保護課</p>

2. 分野別施策の推進

(1) 女性

【アンケート調査結果からみえる課題】

- 就職や雇用条件における男女間の格差を是正するために、事業所に対する呼びかけを行う必要があります。
- 出産や子育ての過程でのハラスメントや差別を防止するために、家庭や地域、職場にあらゆる機会を通じて情報を発信していく必要があります。

国連では、1975年を「国際婦人年」と定め、同年に「世界行動計画」を採択し、女性の地位向上と男女平等のための取り組みを推進してきました。

国内においても国際動向と連携する形で、1977年に「国内行動計画」を、1999年には「男女共同参画社会基本法」を施行するなど、女性の人権尊重と男女共同参画の推進に向けたさまざまな取り組みが行われてきました。

しかしながら、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数で、我が国は146か国中116位（2022年）と先進国中で最低レベルとなっています。

このため、本市においても女性の人権尊重、男女共同参画の推進、女性の活躍推進が一層図られるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

① 女性の人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	男女共同参画に関する教育・啓発の推進	○男女共同参画について市民に広く啓発するため、広報紙やホームページ、SNS等を活用するとともに、宇陀市人権啓発活動推進本部・男女共同参画推進部会等、関係機関等との連携による教育・啓発を継続的に推進します。 ○男女共同参画集会の開催等、市民の理解を深める取り組みを推進します。 ○家族の固定化された役割分担の見直し等、互いの人権が尊重されるよう啓発等を推進します。	生涯学習課 人権推進課
2	男女共同参画の視点に立った教育・進路指導の実施	○学校・園（所）では、男女平等教育等を推進するとともに、性別に関わらず個々の子ども一人ひとりの能力や適性を重視した進路指導を実施します。	教育総務課
3	女性に向けた相談体制の充実	○女性のさまざまな悩みや不安の解消を図るため、人権相談や女性問題に関する相談等の各種相談窓口の充実を図ります。	人権推進課

② 政策形成・意思形成の場への女性の参画推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	各種委員会等での女性委員の登用拡大	○本市の施策に女性の意見や考えを反映していくため、行政委員会や審議会等での女性委員の登用を計画的に進めます。	全庁各部署
2	市の管理職における女性職員の登用拡大	○市の組織において、女性職員の管理職への登用を計画的に進めます。	人事課
3	各種団体における女性役職者の拡大	○自治会やまちづくり協議会、各種団体における女性の役職者の比率を高めるための啓発と参加・参画を促進します。	総務課 生涯学習課 全庁各部署

③ 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	市民のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境の整備	○家庭と仕事や地域活動等の両立を支えるため、育児や介護を支援する各種サービスの充実を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進や、育児休業・介護休業制度の普及等へ向けた啓発や研修等を推進します。	人権推進課 こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター 中央保健センター
2	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	○市職員が率先してワーク・ライフ・バランスに取り組む意識と能力を高めるための研修を行います。 ○管理職に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた理解促進と、リーダーとしてのマネジメント能力向上に向けた研修を行います。	人事課
3	高齢者のワーク・ライフ・バランスの推進	○高齢者の閉じこもり予防、参加者同士の交流、生きがいづくりを目的とした運動教室や就労支援等を推進し、高齢者のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	中央保健センター 医療介護あんしんセンター 介護福祉課
4	障がいのある人のワーク・ライフ・バランスの推進	○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通して、身近に地域で生きがいのある生活が送れるようサービスの充実を図るとともに、就労・就労継続を支援し、障がいのある人のワーク・ライフ・バランスを推進します。	介護福祉課

④ DVからの保護と自立支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	DV被害者に対する相談・支援体制の充実	○相談窓口や自立支援に関する諸制度等について周知するとともに、被害者が相談しやすい環境整備の充実を図ります。 ○各種相談窓口や乳幼児健診等、さまざまな機会を捉え、きめ細やかな相談に応じるとともに、必要に応じて奈良県女性センターや奈良県中央こども家庭相談センターにつなげるなど、関係機関との連携を密にした相談支援体制の充実を図ります。	人権推進課 中央保健センター こども未来課 教育総務課 子育て支援センター
2	DV被害者に対する支援	○DV被害者の多くが誰にも相談していないことを踏まえ、DV被害者に相談を呼びかけ、周知します。	人権推進課
3	DV防止に向けた啓発	○DVやDVの兆候に気付いた場合、速やかに関連機関に連絡するよう、広報紙等の媒体を活用し、市民に啓発します。	人権推進課
4	DV加害者に対するカウンセリング等の支援	○関連機関と連携しながら、DV加害者がカウンセリング等の再発防止のための支援を受けられるようにします。	人権推進課

⑤ 女性の身体的特徴の尊重

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	女性に配慮した保健・健康づくりの推進	○妊娠・出産や更年期等、女性ホルモンの影響等により、女性の健康課題は年齢とともに変化するため、世代に応じた健康管理や健康づくりの体制の充実を図ります。	中央保健センター
2	生理の貧困	○長引くコロナ禍により、経済的な理由やさまざまな習慣により、生理用品を購入することが困難な女性を支援するため、希望者に生理用品を無償で配布。さまざまな困難に陥っている女性に対し、適切な支援につないでいくことを目指しています。	人権推進課

⑥ 女性へのエンパワメント促進及びチャレンジ支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	女性のエンパワメント促進と、多様な働き方・社会参画へ向けた支援	○女性のエンパワメントを促進し、経済・社会活動に参画できるよう、学習機会の提供や、起業・就労・復職等の支援を推進します。 ○女性とその能力を十分に発揮し、さまざまな分野へ積極的にチャレンジできるよう、関係機関と連携し、情報提供等の取り組みを進めます。	人権推進課
2	子どもをもつ女性の社会参画支援	○子どもをもつ女性が積極的に社会参画できるよう、就労のための情報提供や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業や預かり保育等の保育サービスの充実を図ります。	こども未来課 子育て支援センター
3	支援を必要とする人の社会参画の促進	○支援を必要とする人たち等、さまざまな困難の解決に向けて、相談事業や助成制度の周知、就労に関する情報提供等の支援に努めます。	こども未来課 子育て支援センター
4	社会参画を支える健康づくりの支援	○健康促進のため、食育を推進します。	中央保健センター 教育総務課
5	多文化共生のまちづくりに向けた取り組み	○女性のエンパワメント促進を多文化共生社会づくりの一環として捉え、共生の地域づくりに努めます。	総合政策課

⑦ 女性が中心となる団体・関係機関等の活動支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	関連団体の活動・連携の支援	○女性が中心となる団体の活動を支援するため、団体活動に関する情報提供や相談支援を行います。 ○女性が中心となる団体相互の連携を働きかけ、団体同士のネットワークづくりを支援します。	総務課 生涯学習課 こども未来課 子育て支援センター
2	防災関連組織への女性参画促進	○自主防災組織や消防団への女性の参画を促し、災害時に女性の意見・要望が反映できる環境整備を推進します。	危機管理課

(2) 子ども

【アンケート調査結果からみえる課題】

○親による虐待や養育放棄を未然に防ぐためにも、地域ぐるみで見守るとともに、虐待の要因の一つとなり得る経済状況による格差を是正するための支援を提供する必要があります。

1989年の第44回国連総会において採択された「子どもの権利条約」では、子どもは権利をもつ主体であると位置づけています。

日本は1994年にこの条約を批准し、1947年施行の「児童福祉法」をはじめとする関係法や制度の整備を進めるなど、子どもの人権保障に努めてきました。

しかしながら、子どもに対する虐待や育児放棄、子ども同士のいじめ等の例は全国的にも絶えることがなく、中には深刻な人権侵害に該当するようなものも少なくありません。

2019年6月に成立した改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法には親権者等による子どもへの体罰禁止が規定されました。子どもの人権が保障された地域社会を築くための人権教育を推進するとともに、子どもが健やかに成長するよう、子育て支援策の充実を図ります。

① 子どもの人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	子どもの人権尊重に向けた講演会・相談活動等の充実	○地域社会全体で子どもの人権を守る機運を高めるため、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動等の充実を図ります。	こども未来課 人権推進課 生涯学習課 厚生保護課
2	子どもの人権に配慮した保育・教育の推進	○保育所では、県が作成した「人権にかかる保育マニュアル」等を活用し、子どもの人権に関する教育・啓発を推進します。 ○学校・園では、全ての学習活動及び子育て支援活動を通じて子どもの人権を尊重する教育を推進します。	こども未来課 教育総務課 子育て支援センター
3	教職員への研修の充実	○宇陀市教育センター等による教職員への研修の充実を図ります。	教育総務課
4	保護者への教育・啓発の推進	○家庭に対しては、保護者がその責任を自覚して子どもの権利を尊重し、家族が互いに支え合い、豊かな家庭生活を送れるよう、PTA等との連携のもと人権講座を開催するなど、教育・啓発を推進します。	教育総務課 こども未来課

② 子育て支援及び就学前教育の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	子育てについての相談支援体制の充実	○子どもの個性や発達段階に応じた適切な保育を推進するため、家庭支援推進保育士を設置するとともに、地域子育て支援センターや各種健診、健康教室等あらゆる場での相談支援体制の充実を図ります。	こども未来課 子育て支援センター 中央保健センター
2	人権尊重の視点に立った職員研修の推進	○子育て支援及び就学前教育に携わる全ての職員が人権尊重の視点に立って子どもと関わることができるよう、研修の充実を図ります。	こども未来課 子育て支援センター 教育総務課

③ いじめ・不登校等への対策の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	いじめの早期発見・未然防止の取り組み	○いじめの早期発見・未然防止のため、教職員に対する研修を充実するとともに、関係機関・団体との連携を進めます。	教育総務課 厚生保護課
2	スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実	○いじめや不登校の問題等により悩みを抱える子どものために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、適応指導教室等の関係機関による教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課 こども未来課

④ 健全育成に向けた取り組みの推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	たばこ、酒、覚せい剤等の乱用防止に向けた取り組み	○子どもの健全育成に悪影響を及ぼすたばこや酒、覚せい剤等について、乱用防止のための啓発活動を行うとともに、子どもに与えない、ふれさせない環境づくりを進めます。	中央保健センター 教育総務課 生涯学習課 厚生保護課
2	インターネット等の有害情報から子どもを守るための取り組み	○インターネットやさまざまなメディアを通して広がる有害情報から子どもを守るための取り組みをはじめ、児童買春等の性の商品化を防止する取り組みを、家庭や学校、地域、関係機関・団体との連携により進めます。 ○インターネットやさまざまなメディアを使った子ども同士のいじめや仲間外し等を防ぐため、幼少期からメディアの正しい取り扱いについて年齢や年次に応じた教育を推進します。	人権推進課 生涯学習課 教育総務課 厚生保護課

⑤ 児童虐待防止対策の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問や各種健診、相談等を通じて、児童虐待の早期発見に努めます。 ○学校や医療機関、要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用しながら、児童虐待防止のための情報共有を図ります。 ○ケース会議等を開催し、支援内容の協議を行い、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> こども未来課 中央保健センター 教育総務課 厚生保護課 子育て支援センター
2	教職員・関係者の資質向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの異変にいち早く気づき、適切な対応ができるよう、教職員や関係者への教育・啓発等を行い、その資質向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育総務課

(3) 高齢者

【アンケート調査結果からみえる課題】

○高齢者へのいじめや虐待の防止を図るとともに、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、生活や就労に関する支援の充実を図っていくことが求められます。

本市においても高齢化が顕著となり、要介護認定者の増加が予測される中、介護予防に向けた健康づくりの取り組みとともに、地域包括ケアシステムの推進等、地域全体で高齢者を支えるしくみづくりが急務となっています。

このため、高齢者が積極的に社会に参画できる機会の提供を通じて、地域の中で高齢者がいつまでも元気で活躍できる環境づくりを推進します。

また、高齢者に対する虐待の防止や認知症の人の適切な財産管理等の支援等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みの一層の充実に努めます。

① 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	高齢者虐待防止に向けた啓発の推進	○広報紙やホームページを活用し、高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権問題であることを広く市民に啓発するとともに、医療介護あんしんセンター等の関係機関を通じて、啓発を推進します。	人権推進課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター
2	協働による高齢者支援に向けた取り組みの推進	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民やボランティア、NPO、関係機関・団体等に対して、支え合いの意識づくりを進めます。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター 厚生保護課
3	認知症に対する理解の促進	○認知症の高齢者を地域で見守っていくため、認知症サポーターの養成を進め、認知症に対する理解を深める取り組みを進めます。 ○認知症カフェ等を通じて、認知症に対する理解の促進と認知症の人の生きがいづくり・居場所づくりを推進します。	医療介護あんしんセンター
4	保育・教育を通じた交流の促進	○学校・園（所）における子どもと高齢者の交流を促進し、高齢者の人権についての理解を深めます。	こども未来課 教育総務課

② 交流を通じた生きがいつくり・健康づくりの推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み	○高齢者が積極的に地域活動に参加し、健康で明るく自立した生活ができるよう、老人クラブ等への支援や介護予防事業の充実を図ります。	中央保健センター 介護福祉課 人権交流センター
2	高齢者の健康づくりと交流の場づくり	○「いきいき100歳体操」「おはようラジオ体操」等を推進することで地域のつながりの強化を図ります。	医療介護あんしんセンター 健康増進課
3	高齢者の学習機会の充実	○生涯学習等を通じ、高齢者の学習機会の充実と学習意欲の高揚を図ります。 ○リカレント教育（学び直し・資格取得）の推進に向け、教育機関等と連携し、情報提供等の支援に努めます。	生涯学習課
4	コロナ禍に配慮した高齢者の社会参加・交流の促進	○コロナ禍において、高齢者の社会参加や交流の機会が損なわれないよう、施策の実施方法や内容等を工夫します。	中央保健センター 介護福祉課 人権交流センター 医療介護あんしんセンター 生涯学習課

③ 雇用就業機会の拡大

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	就業等を通じた社会参画の推進	○地域において高齢者の豊かな経験や能力を生かし、可能な限り社会の担い手としての役割を果たすことができる社会を実現するため、ハローワークやシルバー人材センター等の関係機関と連携し、雇用就業機会の拡大に努めます。	介護福祉課 商工産業課

④ 高齢者の自立・社会参加への支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの推進	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスを充実するとともに、医療介護あんしんセンターを中心とした相談支援体制及び地域包括ケアシステムの推進を図ります。	医療介護あんしんセンター 介護福祉課 さんとぴあ榛原 人権交流センター
2	高齢者が安心して暮らせるための連携の強化	○高齢者安心安全ネットワークの活用や認知症サポーター等による見守り体制の構築、地域住民やボランティア、NPO、医療・介護・福祉等の関係機関と連携・協力体制の充実を図ります。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター 人権交流センター

⑤ 高齢者の権利擁護の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組み	○関係機関との連携のもと高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、研修等を通じて施設等の虐待防止や個人情報保護に関する取り組みを促進します。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター
2	高齢者の権利擁護の推進	○成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護制度を紹介し、高齢者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター 宇陀市社会福祉協議会
3	施設等のサービス向上に向けた取り組み	○高齢者の尊厳を守るため、施設等に介護サービス相談員を派遣し、サービス利用者の不満や不安等について相談に応じるとともに、利用者の声を施設につなげ、サービスの質的向上を図ります。	さんとぴあ榛原 庶務課 介護福祉課

(4) 障がいのある人

【アンケート調査結果からみえる課題】

○就職を希望する障がいのある人に対する就労や職場定着への支援を実施するとともに、事業者に対して合理的配慮の提供を呼びかけていくことが必要です。

2011年に改正された「障害者基本法」では、障がいは障がいのある人の問題ではなく、社会との関係から生じるものと規定し、障がいは本人の身体や精神の状態に起因する（医学モデル）のではなく、社会のあり方に起因する（社会モデル）と考え方が改められました。この考え方では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去を進めることで、障がいのある人の生きづらさが解消できることとなります。

また、2016年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関や民間事業者に必要な配慮が義務づけられました。

本市においても、地域全体で障がいのある人を支える地域共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する理解の促進や差別・偏見の解消、バリアフリーのまちづくり、個々の状況に応じた情報やサービスの提供等に努めてきました。

今後も地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進するとともに、障がいのある人への差別や虐待の防止、個々のニーズに応じた教育の推進、障がいのある人の社会参加の促進等に努め、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指します。

① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	障がいに対する理解の促進	○精神障がいや発達障がい等、さまざまな障がいへの理解を深めるため、市民に対して、広報紙等を活用した啓発を推進します。	人権推進課 介護福祉課
2	関係者の一層の理解促進に向けた研修の充実	○民生委員・児童委員や人権擁護委員等、各種相談員に対し、精神障がい等さまざまな障がいについて正しい知識をもち、障がいに応じた相談に対応できるよう研修を行います。	介護福祉課 厚生保護課 人権推進課
3	共生に向けた教育・啓発の推進	○子どもの頃から障がいのある人の人権についての理解を深めるため、学校・園（所）においてさまざまな体験及び学習活動を推進します。 ○「障害者差別解消法」に基づき、差別解消についての関心と理解を深め、必要な支援や合理的配慮を提供できるよう、啓発活動を行います。	教育総務課 こども未来課 人権推進課 介護福祉課

② ふれあい機会の拡大

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	障がいのある人の社会参加・交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○人権文化講座や障害者スポーツ・レクリエーション文化交流事業等、各種交流事業を通じて、障がいのある人が気軽に参加でき、交流できる機会や環境づくりを進めます。 ○民生委員・児童委員による施設訪問等を通じて、障がいのある人との交流を推進します。 	介護福祉課 人権交流センター 厚生保護課 中央保健センター
2	コロナ禍に配慮した障がいのある人の社会参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において障がいのある人の社会参加や交流の機会が損なわれないよう、施策の実施方法や内容等を工夫します。 	健康増進課 介護福祉課 人権交流センター 厚生保護課

③ 障がいのある人の教育及び学習機会の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	個々のニーズに応じた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育に関する研修を実施するなど、学校・園（所）における特別支援教育支援員や教職員、保育士の資質向上、人員確保に努めるとともに、障がいの程度や発達段階等に応じた教育内容や、指導方法の改善を図ります。 ○インクルーシブ教育を推進するため、教職員や子どもに対する理解の促進、必要な受け入れ体制の整備等に努めます。 ○個々の状況やニーズに応じられるよう、特別支援教育とインクルーシブ教育の両立を図ります。 	教育総務課 こども未来課
2	学習機会の充実に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもの学習機会を充実させるため、教育・医療・福祉等の関係機関相互の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した専門的な教育の充実を図ります。 ○個別支援計画の作成・運用等を通じて、個々の状況に応じた学習機会の提供を行います。 	教育総務課 こども未来課 中央保健センター
3	障がいのある人の生涯を通じた学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が社会に出てからもさまざまな分野の学習が行えるよう、各種講演会や講座、行事において、手話通訳者・要約筆記者を派遣するなど、障がいに応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。 	介護福祉課 人権推進課

④ 障がいのある人の自立・社会参加への支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	障がいのある人の就労の支援	<p>○市内の企業等に対して、障がいのある人の雇用に関する理解を求め、障がいのある人の雇用就業機会の確保に努めるとともに、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による就労支援体制づくりを推進します。</p> <p>○就労後も長く働き続けることができるよう、雇用者・障がいのある被雇用者双方に対する相談支援の充実を努めます。</p>	介護福祉課 商工産業課
2	総合的な生活支援体制の整備	○障がいの特性に応じた総合的な生活支援体制を整備します。	介護福祉課 宇陀市社会福祉協議会
3	事業者に対する環境整備の働きかけ	○事業者への指導・助言を通じて、施設のバリアフリー化の促進や、障がいのある人に対する合理的配慮の提供義務について理解促進を図ります。	建設課 まちづくり推進課 公園課

⑤ 障がいのある人の権利擁護の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	広域連携の推進	○宇陀市・宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会等を通じて、地域における支援体制や相談支援体制の充実・強化を図ります。	介護福祉課
2	権利擁護事業の推進	○判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見制度の利用促進や権利擁護に関わる相談事業等の充実を図ります。	介護福祉課 宇陀市社会福祉協議会
3	関係機関と市民の連携による虐待防止・権利擁護の取り組み	<p>○「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」に基づき、医療・教育関係者や民生委員・児童委員等の関係機関との連携により早期発見・早期対応を図るための虐待防止ネットワークの構築及び権利擁護に努めます。</p> <p>○虐待の早期発見・早期対応に向けて、虐待に気付いた場合の通報義務について広く市民に周知します。</p>	介護福祉課 教育総務課 中央保健センター 厚生保護課

(5) 同和問題（部落差別）

【アンケート調査結果からみえる課題】

○同和問題（部落差別）についての正しい知識を次世代に伝えるとともに、地域を越えてより一層交流を図ることが重要となります。

我が国固有の人権課題である同和問題に関し、1965年の同和对策審議会答申は、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘しました。それを踏まえて、国では1969年に施行された「同和对策事業特別措置法」やそれを引き継いだ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づき、30年以上にわたって、さまざまな特別対策に取り組んできました。

これにより、実態的な差別の解消には相当な進展がみられましたが、偏見や差別意識については完全に解消されたとはいえ、むしろ情報化の進展に伴って差別的な書き込みや動画が拡散されるなど、部落差別に関する状況に変化が生じています。

2016年に成立した「部落差別解消推進法」では、今なお部落差別が存在すると明記されており、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が示されています。

このため、本市においても同和問題に関する正しい知識・歴史認識の普及に努めるとともに、人権侵害にあたる事象が生じた場合は、関係機関等と連携しながら、問題解決に向けた取り組みを推進します。

① 同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	同和問題解消に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの同和教育の成果を踏まえ、子どもや地域の実態から教育課題を捉えることを大切にするとともに、学習者の発達段階に応じて同和問題を解決していくための知識や技能、態度等の育成に努めます。 ○人権意識を高める効果的な教育を推進するため、人権セミナーを継続的に実施します。 ○コロナ禍における人権セミナー等の開催方法を検討し、人権意識を高める効果的な教育・啓発を一層推進します。 	教育総務課 人権推進課
2	働く場における差別防止・解消に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○就職の機会均等を保持し、差別のない、働きやすい職場づくりを進めるため、宇陀企業内人権教育推進協議会等と連携し、事業主等を対象とした研修会等を実施します。 	商工産業課

3	適切な情報発信とメディア・リテラシー向上に向けた取り組み	<p>○市民の興味関心を喚起することのできる効果的な情報提供や啓発を推進します。</p> <p>○インターネット上での差別的な書き込みや動画等に市民が感わされないよう、正しい情報の普及と、市民のメディア・リテラシー向上に努めます。</p> <p>○インターネット上の差別書き込み等を調査するインターネットステーション（奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会の取り組み）に職員を派遣するなど、市職員の人権意識やメディア・リテラシー向上に努めます。</p>	人権推進課
---	------------------------------	---	-------

② 人権侵害事象への対応の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	人権侵害事象の解決・解消に向けた取り組み	○重大な人権侵害や差別行為である身元調査、インターネット上への差別的な書き込み、えせ同和行為等の同和問題の解決を妨げるような行為に対しては、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に取り組みます。	人権推進課 人権交流センター
2	相談支援体制の充実	○同和問題（部落差別）に関する相談に的確に応じるため、各種相談事業の実施や広報・周知に努めます。	人権推進課 人権交流センター

③ 人権交流センターの活動強化

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	人権交流センターの活用と機能強化	<p>○人権交流センターを活用し、人権問題についての市民理解を深めるため、地域のボランティア等との協働の取り組みや、誰もが参加しやすい交流機会の充実等、日常生活に根差した啓発活動を推進します。</p> <p>○人権交流センターの機能強化を図ります。</p>	人権交流センター
2	関連資料の収集分析と活用	○人権教育・啓発のため、歴史観の見直しや史料収集分析を行い、宇陀市人権マップの取り組みを推進します。	人権交流センター

(6) 外国籍の人

【アンケート調査結果からみえる課題】

○外国籍の人が、採用・雇用において差別を感じたり、待遇や条件について格差が生じたりしないよう、事業所に対する呼びかけを行う必要があります。また、外国籍の人が地域で孤立しないよう、市の広報物やHP等の多言語対応に取り組むとともに、市民の国際理解を育むために、外国籍の人と地域住民のふれあいの機会等を充実させていくことが必要です。

経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。本市の外国人登録者数も、増加傾向で推移しており、その国籍は多岐にわたっています。

国全体に目を向ければ、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないもので、決して許されるものではありません。

本市においては、異なる国籍・文化的背景をもつ人々の多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、互いに尊重し、同じ地域の一員として安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向け、市民の国際理解を深めるとともに、外国人市民が円滑に日常生活を送ることができるよう各種支援に取り組みます。

① 外国人の人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	教育・啓発の推進	○「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」（奈良県）等に基づき、外国人の生活や文化を正しく理解できるよう、各学校や地域の実態に応じた教育・啓発を推進します。	人権推進課 教育総務課

② 国際理解の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	国際交流機会の充実	○国籍や文化等の違いを越えて、誰もが市民の一員として尊重されるよう、国際交流に関連する団体等と連携し、地域における国際交流機会の充実を図ります。	総合政策課 生涯学習課 商工産業課
2	講座やセミナー等の開催	○市民の国際的な視野を広め、国際理解を推進するため、国際交流団体と連携し、市民向けの講座やセミナー等を開催します。	総合政策課 生涯学習課
3	情報提供の充実	○広報紙やホームページ、SNS等を活用し、国際理解に役立つ情報の提供を行います。	総合政策課

③ 日常生活への支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	外国人が暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行政サービスをはじめ、生活に必要な情報について多言語による情報提供を行うなど、外国人が地域で暮らしやすい環境づくりに努めます。 ○災害時や緊急時の対応に関する情報について、外国籍の住民がより容易に閲覧できるよう、改良を重ねます。 	秘書広報情報課
2	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の人権や日常生活に関するさまざまな悩みや困り事等の問題に対して適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 	人権推進課

④ 就労の機会均等の確保

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	就労の機会均等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主等に対し、外国人の就労の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立を図るよう、啓発を推進します。 	商工産業課
2	宇陀企業内人権教育推進協議会研修会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○企業内人権教育推進協議会の企業数増加に向けた取り組みを進めるとともに、研修会の内容の充実を図ります。 	商工産業課

(7) 性的マイノリティに関する人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

○性的マイノリティの人や性的指向や性自認についての正しい理解を促進し、性的指向や性自認を理由とした差別や嫌がらせの防止に取り組むことが重要です。

性的マイノリティとは、性愛の対象がどこに向いているか・いないかを表す「性的指向」や、自己の性別をどのように認識しているかを表す「性自認」等といった概念を基準とした時に、少数である人たちのことをいいます。性的マイノリティは、周囲の人の無理解や偏見からさまざまな困難を抱えたり、社会的な制度が性的マイノリティの存在を考慮していないことから、不利益を受けたりすることも多くなっています。

一方で、近年、パートナーシップ制度を導入する自治体が増加しており、企業においてもSOGI（性的指向・性自認）に配慮した社内制度を設けるなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

本市においても、一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現に向け、市民の多様な性のあり方についての理解を深めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱えるさまざまな問題の解決に向け、相談支援体制の整備を進めます。

① 性的マイノリティに関する正しい理解の教育・啓発

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	性の多様性に関する啓発の推進	○市民・事業者への啓発を推進し、性の多様性に関する正しい理解の促進を図ります。	人権推進課
2	学校教育における配慮と正しい理解の促進	○教職員に対する情報提供や研修の充実を図り、学校教育における性的マイノリティに対する配慮と正しい理解を促進します。	人権推進課 教育総務課
3	性の多様性についての理解促進	○多様な性のあり方について理解・認識を深める教育・啓発を進めます。	人権推進課 教育総務課

② 性的マイノリティに関する相談体制の整備

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	相談支援体制の整備	○市職員向けのガイドラインを作成するとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の整備を進めます。 ○パートナーシップ制度の導入等、多様な性のあり方を尊重する取り組みを推進します。	人権推進課

(8) インターネットにおける人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

○インターネットにおける差別的な書き込みや個人情報の流布を行った際に適応される可能性のある刑事罰やインターネット上の犯罪に対する法律についての情報を発信することが重要になります。

インターネットやスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、欠かせないものとなりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さから、特定の個人への誹謗中傷等、人権に関わる問題が発生しています。また、いわゆる「ネット詐欺」等の犯罪行為も後を絶ちません。さらには、スマートフォンを所有する子どもの増加に伴い、子どもが被害者にも加害者にもなり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

このため、インターネット利用における個人の名誉やプライバシーの保護、情報の受発信に伴う責任やモラル等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

① インターネット利用におけるマナーの教育・啓発

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	インターネット利用におけるマナー啓発の推進	○市民一人ひとりがモラルをもってインターネットを利用するよう、広報紙やホームページ等による啓発を推進します。	人権推進課
2	情報モラル教育の推進	○子どもの情報収集・発信に関するルールやマナーの理解を深めるなど、学校における情報モラル教育の充実を図ります。	教育総務課

② 個人情報保護の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	個人情報の適正な取り扱い	○個人情報保護法に基づき、市が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。	全庁各部局

(9) 災害時の人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

- 誤った情報による混乱が生じないように、発災時には避難所や食料・飲料水等の生活支援物資に関連する情報をさまざまな媒体を利用して伝達することが重要です。
- 風評被害、被災者に対する差別が生じないように、被災地や事故についての正しい情報を提供することが大切です。

2011年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。避難生活の中では、特別な支援や配慮を必要とする人への配慮が行き届いていない状況や、女性の性犯罪被害等が問題になりました。また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染等を理由とするさまざまな風評被害が発生するなど、災害時における人権問題が顕在化しました。

国は2005年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しました。

本市においても、ハード・ソフト両面で、避難行動要支援者への支援体制を整備するとともに、災害発生時には、多様な被災者の人権に十分に配慮した情報伝達や避難所運営等に取り組む必要があります。

① 避難行動要支援者への支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	多様な媒体を活用した情報伝達の推進	○災害発生時における情報伝達について、避難行動要支援者に配慮した多様な媒体の活用を図ります。	危機管理課
2	共助の体制づくり	○市民の避難行動要支援者への理解を深めるための啓発を行うとともに、自治会や自主防災組織等と協力し、共助の体制づくりを進めます。	危機管理課

② 避難者の人権擁護の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	避難者の視点に立った支援体制づくり	○女性や高齢者、障がいのある人をはじめとする避難者の視点に立った支援体制づくりを進めます。	危機管理課 人権推進課
2	防災分野における女性の参画	○避難所の運営等、防災分野における政策や方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。	危機管理課

(10) ひきこもり状態にある人に関する人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

- ひきこもり状態にある人や家族が孤立しないよう、それぞれの人の状況に応じた支援を実施することが必要です。
- ひきこもりに関する正しい理解を広めるとともに、ひきこもり状態にある本人や家族が相談窓口や支援についての情報を手に入れることができるよう、さまざまな媒体を通じて情報を発信します。

ひきこもりは、いじめ、不登校、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等、さまざまな要因が複合的に絡み合って生じるとされており、誰にでも起こり得る、またあらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。2016年の内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、15～39歳の若者のひきこもりは全国で54.1万人、2018年の内閣府の「生活状況に関する調査」によると、40～64歳のひきこもり状態にある人は全国で61.3万人と推計されています。ひきこもりでは、「8050問題」に象徴されるように複雑化・複合化、長期化、高年齢化等、深刻な課題を抱える事象が増えており、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、これまで以上に深刻な問題に発展する可能性もあります。

地域社会においては、ひきこもりに対する偏見や誤解が今なお根深く存在しています。このため、市民のひきこもりに関する正しい理解の促進を図るとともに、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添った支援を段階的・継続的に実施していきます。

① ひきこもり状態についての正しい理解の教育・啓発

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	ひきこもりに関する正しい理解の促進	○広報紙やホームページ、人権に関する啓発冊子等を通じ、ひきこもりやひきこもり状態にある人についての正しい理解を深めるための啓発を推進します。	健康増進課 厚生保護課 こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター 人権推進課 宇陀市社会福祉協議会

② ひきこもり当事者に対する支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	自立相談支援事業による当事者支援	○相談窓口の周知を図るとともに、自立相談支援事業により、地域のネットワークや関係機関と連携し、ひきこもり当事者とその家族に寄り添った段階的・継続的な支援に取り組みます。	健康増進課 厚生保護課 こども未来課 介護福祉課 医療介護あんしんセンター 人権推進課 宇陀市社会福祉協議会

(11) ハラスメントに関する人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

- パワー・ハラスメント（権力による嫌がらせ）の防止に向けて指針の作成や相談窓口の周知、ハラスメントが起きた際の迅速な対応等を事業所に呼びかけていくことが求められます。
- 加害者が無自覚にハラスメントを行っている状況も考えられるため、具体的な事例等を基にハラスメント防止に向けた情報を発信していく必要があります。

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、家庭や地域、学校、職場等、さまざまな場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が社会問題となっています。

国においては、2019年6月に「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」等の一部を改正する法律が公布され、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。これにより、2020年6月から、職場におけるパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、また、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました。

本市においても、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安心して暮らしていけるよう、あらゆる場面におけるハラスメント防止に向けた取り組みを進めます。

① 職場でのハラスメントの防止

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	ハラスメント防止のための啓発と相談窓口の周知	○事業所等に対して職場における各種ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。	人事課 人権推進課
2	ハラスメント防止に向けた活動の支援	○事業者等のハラスメント防止に向けた自主的・主体的な活動を支援します。	人事課 人権推進課

② 学校・教育現場におけるハラスメントの防止

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底	○教職員一人ひとりがハラスメントに対する理解を深め、その未然防止に取り組むよう、学校・教育現場におけるハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底を図ります。	教育総務課
2	研修や情報提供の充実	○教職員に対して、ハラスメントに関する研修や情報提供の充実を図ります。	教育総務課 人権推進課

③ その他のあらゆる場面におけるハラスメントの防止

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	ハラスメント防止のための啓発	○広報紙やホームページ、SNS等のほか、あらゆる機会を捉え、各種ハラスメントについて、市民への正しい認識の普及と啓発に努めます。	人権推進課
2	関係機関と連携した相談支援の実施	○相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談支援に取り組みます。	人権推進課

(12) 生活困窮にある人に関する人権問題

【アンケート調査結果からみえる課題】

○若年層に対して、生活困窮が誰にでも起こり得ることであるという理解を広めるとともに、自立に向けた支援を地域全体で行っていくことが大切です。

生活保護には至らないものの生活に困窮している人の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しい状況にあります。地域社会においては、生活困窮者に対する偏見や差別が今なお根深く存在しており、また、やむを得ない事情により路上生活を余儀なくされたホームレスに対する嫌がらせや暴力等の人権侵害問題も起こっています。

本市においては、生活困窮者の尊厳を保持し、人権侵害を防止するための啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により増大している生活困窮者の支援ニーズに対応するため、福祉分野にとどまらず、他分野と連携した取り組みを進めます。

① 生活困窮にある人への人権侵害の防止

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	人権侵害防止に向けた啓発の推進	○広報紙やホームページ、人権に関する啓発冊子やイベント等、あらゆる機会を通じて生活困窮者の人権侵害防止に向けた啓発を行います。	人権推進課 厚生保護課

② 生活困窮にある人の自立に向けた支援

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	地域との連携強化	○民生委員・児童委員や自治会等との連携を強化し、支援につながっていない生活困窮者を早期に発見し、必要かつ適切な支援につなぎます。	厚生保護課 こども未来課 人権推進課
2	自立に向けた支援の充実	○生活困窮者自立相談支援窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的・個別的な支援を行います。	人権推進課 厚生保護課

(13) その他の人権問題

私たちの周りには、今なお解決しない、あるいは時代の流れや社会の変化とともに生じた、さまざまな人権課題が存在しています。また、社会情勢等の変化に伴い、今後ますます人権課題は多様化・複雑化すると予想されます。これらの課題の背景には、いずれも周囲の人々の関心をはじめ、正しい知識や理解が不足していることが考えられます。

本市では、今後も引き続き福祉、教育、就労等さまざまな関係機関と連携を図り、総合的・横断的に人権課題に取り組むとともに、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発に努め、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めます。

● HIV（エイズ）感染者・ハンセン病回復者等

HIV（エイズ）感染者・ハンセン病回復者に対する誤った知識や理解の不足から、職場や学校、医療機関等で人権侵害を受ける事案が生じています。HIV（エイズ）感染者については、個人情報保護や人権擁護に加え、本人の希望に応じて相談・検査等が行える環境を整える必要があります。また、ハンセン病回復者については、正しい知識の普及に加えて、ハンセン病回復者やその家族の高齢化に伴い、地域社会から孤立せずに平穏な生活を送ることのできる基盤を整備することが求められます。

本市では、引き続き各地区や関係機関と連携を図り、HIV（エイズ）やハンセン病についての正しい知識や理解を広めるための啓発に取り組めます。

● 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会復帰を行う上で、住居の確保や就労等における差別や偏見が大きな壁となります。本人の社会復帰への意志に加えて、周囲の人々の理解や協力も必要不可欠となります。

本市では、出所後の就労支援等、社会復帰を支援するための取り組みに加えて、さまざまな機会を通じて市民への理解を呼びかけます。

● 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族の人権問題として、周囲のうわさ話やマスコミの報道、各種手続きや裁判等によって精神的な苦痛を味わう二次被害が挙げられ、被害者やその家族に対する配慮ある行動や行政・関係機関が連携した支援を行っていくことが求められます。

本市では、無意識のうちに加害者になることを防ぐために、二次被害や配慮ある行動についての情報を提供するとともに、犯罪被害者やその家族への相談支援等に取り組みます。

● アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、独自の生活や文化を築き上げてきましたが、就職や結婚などにおいてさまざまな差別を受けてきました。2019年には、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が定められ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が目指されています。

本市では、引き続き、アイヌの人々の生活習慣や文化についての理解を深め、尊重するための学習の機会を提供します。

● 北朝鮮により拉致された被害者の人権

拉致問題は拉致被害者やその家族の高齢化が進んでおり、一刻も早い解決に向けて取り組むとともに、拉致問題についての関心や認識を深めることが重要です。

本市では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間や広報紙等の媒体を通じて、拉致問題の市民への周知に取り組みます。

● 新型コロナウイルス感染症に関する問題

2019年より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関連して、医療従事者やワクチン未接種者、回復者等への不当な差別や偏見等が問題となっています。

本市では、不確かな情報に基づいた誹謗中傷や個人情報の拡散等が起こることがないように、市民に感染状況に関する正しい情報を提供するとともに、さまざまな媒体を通じて差別的な言動に対する注意喚起を行います。

① さまざまな人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	さまざまな人権に関する啓発の推進	○誤った認識や偏見を背景にしたさまざまな人権課題や今後生じる新たな人権課題に対して、広報紙やホームページ、人権に関する啓発冊子やイベント等を通じて啓発を推進します。	人権推進課
2	学習機会の充実	○さまざまな人権課題に対して正しい理解と認識をもてるよう、テーマ別による研修会や学習機会の充実を図ります。	人権推進課

② 相談体制の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	相談員の資質向上	○多様化・複雑化するさまざまな人権課題に適切かつ迅速に対応するため、研修等を通じて相談員の資質向上を図り、総合的な相談支援を行います。	人権推進課

③ 情報提供の充実

No.	施策の方向	具体的な施策（主な事業）	担当課
1	情報提供の充実	○新たに生じる人権課題に対しては、国・県と連携し、迅速な情報提供を行います。 ○市内公共施設等に寄せられる人権に関する情報等については、個人情報に配慮しながら関係各課や関係機関・団体等と連携し、全庁的な情報発信の充実を図ります。	人権推進課

第5章 計画の推進

1. 人権施策の推進体制

本計画の趣旨を十分に踏まえて、市の行政機関はもとより、関係機関等との連携のもと、全庁をあげて本計画の具体的推進に取り組みます。そのため、宇陀市人権啓発活動推進本部を中心に、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組みます。

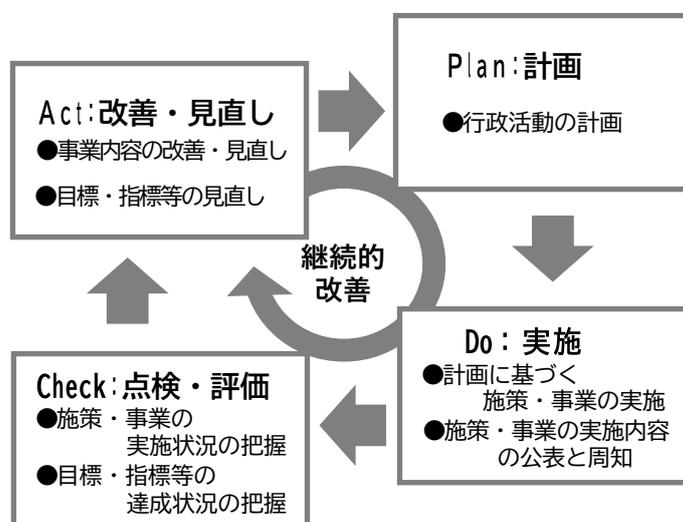
また、国・県の施策動向や関連法、基本方針・基本計画、「宇陀市総合計画」の各種個別方針・計画とも整合を図ります。

さらに、宇陀市人権教育推進協議会や人権教育研究会等、関係機関・団体に対する支援及び相互連携により、協働のまちづくりを目指します。

2. 人権施策の進行管理

本計画に掲げた施策については、宇陀市人権啓発活動推進本部の調査研究部会が2年ごとに進捗状況を把握した上で、宇陀市あらゆる差別の撤廃・人権擁護に関する審議会において施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。また、人権に関わる問題は、常にその時々々の社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要です。そのため、各種人権施策の課題把握や効果の検証等を実施し、人権施策や事業へ反映していきます。

さらに、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）を行います。



資料編

人権に関する法律について

1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)
- 第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

2. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本的施策(第五条—第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

3. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4. 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者をつうじて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5. 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 抜粋

1989年(平成元年)11月20日
第44回国際連合総会採択

前文 省略

第1部

第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により、より早く成年に達した者を除く。

第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法廷保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条(児童に対する措置の原則)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した規準に適合することを確保する。

第4条(締約国の義務)省略

第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利)省略

第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利)省略

第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)省略

第10条(家族の再統合に対する配慮)省略

第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)省略

第 12 条(意見を表明する権利)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 13 条(表現の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第 14 条(思想、良心及び宗教の自由)

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が 1 の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第 15 条(結社及び集会の自由)

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第 16 条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第 17 条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)省略

第 18 条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 19 条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他のものによる監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続き並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続きを含むものとする。

第 20 条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条(養子縁組に際しての保護)省略

第 22 条(難民の児童等に対する保護及び援助)省略

第 23 条(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 24 条(健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追及するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条(児童の処遇等に関する定期的審査)省略

第 26 条(社会保障からの給付を受ける権利)省略

第 27 条(相当な生活水準についての権利)省略

第 28 条(教育についての権利)

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべてのものに対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中
等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必
要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会
が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法及びこの条約に従って運用されることを確保する
ためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新
の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに
関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条(教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自
己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛
容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条文又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解し
てはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国に
よって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)省略

第 31 条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活
動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び
芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康
若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される
権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、
締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条(麻薬の不正使用等からの保護)

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物
質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含
むすべての適当な措置をとる。

第 34 条 (性的搾取、虐待からの保護)

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第 35 条 (児童の誘拐、売買等からの保護) 省略

第 36 条 (他のすべての形態の搾取からの保護) 省略

第 37 条 (拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い) 省略

第 38 条 (武力紛争における児童の保護) 省略

第 39 条 (搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置) 省略

第 40 条 (刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護) 省略

第 41 条 (締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係) 省略

第 2 部 省略

6. 日本国憲法（抄）

1946年(昭和21年)11月3日公布

1947年(昭和22年)5月3日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者をつうじて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条

財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他刑罰を科せられない。

第 32 条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条

何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

7. 地域改善対策協議会意見具申

1996年(平成8年)5月17日
地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言ふべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和対策事業特別措置法(同対法)が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法(地対法)が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直ししながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

(2) 現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査(実態調査)が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である(別添同小委員会報告の「まとめ」の部分参照)。

①現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者(短大・大学等)の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということ約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

②これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1)これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2(2)に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。今後の教育及

び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとられることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらには、その活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることが不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

②工夫の方向

環境改善の分野のうち、小集落地区等改良事業の場合は、既に着工済みであるが地对財特法期限までの事業完了が困難と見込まれるものがみられ、かつ、この事業を実施している地方公共団体の中には財政力の弱いものがみられることから、当該事業の完了に支障が生じることのないよう、国として適切に対応すべきである。また、小規模な集落における環境改善のニーズに全体としての確に伝えられるよう、受皿としての面的整備事業の手法を検討すべきである。なお、公共下水道については、中小都市や町村において全国的に普及が遅れており、整備の促進が図られるべきである。

社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていきけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みが必要である。

就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。職業の安定は、直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図る上で基本となるものである。このため、若年齢層を含めた一層の就労の安定を目指し、施策のニーズを踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応すべきである。

農林漁業対策の分野においては、経営基盤の小規模零細性、高齢化、担い手の減少などの問題を抱えており、小規模零細な農林漁業者における生産基盤や共同利用施設の整備について、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、農林漁業の振興に努めるべきである。中小企業対策の分野においては、生活水準の較差等につながる経営面での較差を是正するため、中小企業の共同化の促進、巡回相談等について全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、中小企業の振興に努めるべきである。

相談員、指導員等については、受皿の検討を含め円滑な移行に努めるべきである。

(4) 今後の施策の適正な推進

①基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

②行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点もみられるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてもなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失った低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。また、国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力すべきである。地方税の減免措置についてもその一層の適正化に今後とも取り組むべきである。さらに、行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用が図られるべきである。

また、今後、行政には、3でも述べたように、基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に、かつ的確に、地域の状況や事業の必要性に応じ、施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

③同和関係者の自立向上

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである。

④えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施したえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国がえせ同和行為対策中央連絡協議会を設置してえせ同和対策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

⑤同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5)その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

8. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)11月29日制定

2000年(平成12年)12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場をつうじて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議(衆議院)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議(参議院)

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

9. 人権教育の推進についての基本方針（県）

2008年(平成20年)2月15日
奈良県教育委員会

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています。これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立されてきました。日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、国民は不断の努力によってこれを保持し、公共の福祉のために利用する責任を負っていることが明記されています。すべての人が幸福を追求できる社会の実現に向けた取組が求められているのです。

しかし、自他の尊厳が自覚されず、差別的な観念にとらわれたり、権利を侵害したりしている現実があります。人権が尊重される社会を築いていく上で、教育は大きな役割を担っています。倫理観や道徳性を培うとともに、人権についての知識を学びこれを主体的に活用することができる技能を伝え、人権を尊重する態度をはぐくむことが一層必要となっています。

国際社会では、他者の尊厳を尊重する手段や方法を学び、人権の共存を図る努力が求められており、日本においても、人権教育の推進が国、地方公共団体の責務となっています。

県教育委員会はこれまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、以下の事項に留意しながら、すべての教育活動をつうじて人権教育を推進します。

- 1 自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めること
- 2 教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成すること
- 3 人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむこと
- 4 豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図ること
- 5 様々な人々や文化との出会いを大切に、開かれた対話と交流をとおして積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと
- 6 生涯にわたる学習をとおして、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すこと
- 7 人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切に、計画的・組織的な取組を行うこと

10. 宇陀市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例

2006年(平成18年)1月1日
宇陀市条例第123号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保証し、法の下での平等を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、部落差別を初めとするあらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を初めあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別を初め、あらゆる差別をなくすため啓発活動及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(実態調査)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 市は、部落差別及びあらゆる差別の撤廃と人権意識の高揚を図り、必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を審議するため、宇陀市あらゆる差別の撤廃・人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

11. 宇陀市人権啓発活動推進本部要綱

(設置)

第1条 部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃し、普遍的な人権文化を構築するため、人権問題に対する正しい理解と認識を培うよう、宇陀市職員が人権問題啓発の指導的役割を果たすとともに、啓発活動の強化・充実を図ることを目的とし、宇陀市人権啓発活動推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 人権確立のための施策の総合調整に関すること。
 - (2) 人権確立のための啓発に関すること。
 - (3) 人権確立のための関係機関等との連絡調整に関すること。
- 2 推進本部は、目的達成のため必要があるときは、知識経験者及び関係機関、団体等の意見を求めることができる。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部委員は、次条第3項に定める職員及び第5条第3項に定める職員をもって充てる。

(本部運営委員会)

第4条 推進本部は、次条に規定する専門部会で研究協議した事項及び本部の運営に関する事項について審議するため、本部運営委員会を置く。

- 2 本部長は、本部運営委員会の会議を招集し、本部長がその議長となる。
- 3 本部運営委員会の委員は、次長以上(宇陀市の職員の職の設置等に関する規則(平成18年宇陀市規則第29号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号に規定する部長、同条第2項第1号に規定する参事及び次長並びに地域事務所長をいう。)の市職員とする。
- 4 本部運営委員会は、必要があると認めるときは、本部運営委員会に属しない本部委員又はその他の市職員を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 推進本部は、専門的な事項について研究協議するため、次の専門部会を置く。

- (1) 研修部会 職員研修の企画立案
 - (2) 調査研究部会 啓発活動に必要な資料収集及び調査研究
 - (3) 市民啓発部会 市民に対する人権教育・啓発事業の企画立案
 - (4) 男女共同参画推進部会 男女共同参画を推進するための企画立案
- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、市長が課長職(規則第3条第1項第2号に規定する課長、同項第3号に規定する室長、同項第4号に規定する所長、同項第5号に規定する館長、同項第6号に規定する園長及び同項第7号に規定する出納室長をいう。)の中から別に定める。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、必要があると認めるときは、当該専門部会に属しない本部委員又はその他の市職員を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 7 専門部会は、研究協議した事項を本部長に報告しなければならない。

(事務局等)

第6条 推進本部の庶務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、市民環境部人権推進課長をもって充て、事務局の事務を総括する。
- 4 事務局員は、市民環境部人権推進課職員をもって充てる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(平成18年宇陀市告示第52号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年宇陀市告示第165号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年宇陀市告示第76号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年宇陀市告示第37号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年宇陀市告示第78号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年宇陀市告示第14号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年宇陀市告示第32号)

この告示は、告示の日から施行する。

主な相談窓口一覧

	概要	相談時間	お問い合わせ先
人権全般	人権全般 人権侵害、同和問題等	月～金 9時～17時	人権推進課 0745-82-2147
	人権擁護委員による相談 毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する問題を解決するための相談、人権侵犯の疑いのある問題等	偶数月第1水： 宇陀市人権交流センター 奇数月第2水： 室生振興センター 偶数月第3水： 宇陀市役所 奇数月15日： 大宇陀人権交流センター 9時～12時	宇陀市人権交流センター 0745-84-2031 大宇陀人権交流センター 0745-83-0572 室生人権交流センター 0743-82-0697（水・金）
女性	DV相談 女性専門相談員等によるDV、セクハラ、性暴力等	第4水 13時～16時 事前申し込み	人権推進課 0745-82-2147
	男女共同参画 女性の就労、DV等	月～金 9時～17時	
子ども	子どもに関する相談 子育て不安、発達、児童虐待、保育サービス等	月～金 9時～17時	こども未来課 0745-82-2236
		月～金 9時～16時	子育て支援センター 0745-84-9925
	社会福祉の相談 生活保護、母子生活支援施設、家庭における児童の問題等	月～金 9時～17時	宇陀市福祉事務所 0745-82-2221
	ほほえみ教室 就学前の幼児への言葉の発達等についての教育相談等	月～金 9時～17時	教育総務課 0745-82-3973
その他 高齢者 障がいのある人	高齢者・障がいのある人全般	月～金 9時～17時	介護福祉課 0745-82-3675
		月～金 9時～17時	社会福祉協議会 0745-84-4116
	権利擁護	月～金 9時～17時	社会福祉協議会（権利擁護センター） 0745-88-0778
	虐待、介護問題等	月～金 9時～17時	医療介護あんしんセンター 0745-85-2500
	弁護士相談 弁護士による福祉専門相談等	事前申し込み	社会福祉協議会（権利擁護センター） 0745-88-0778
	精神科医相談 認知症等に関する相談等		
	こころの悩み相談 こころの病気、気分の沈み等	第4火 13時～16時 事前申し込み	介護福祉課 0745-82-3675 中央保健センター 0745-92-5220

宇陀市人権施策基本計画

令和5（2023）年3月

発行：宇陀市市民環境部人権推進課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

電話：0745-82-2147 FAX：0745-82-7234